

第3期串本町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

串本町

◆ はじめに ◆

現在、我が国における少子高齢化や核家族化の進行は、地域社会への影響を及ぼしています。地域の課題は、より複雑化・複合化しており、本町に住む子どもと子育て家庭においても、貧困問題やヤングケアラーなど、解決が困難な事例も顕在化しています。



こうした状況の中、国においては、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されるとともに、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。これらを通じて、すべての子ども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが推進され、地方自治体にも一層の支援充実が求められています。また、令和6年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、子育て支援施策の更なる拡充が進められています。

本町では、急速な少子化が課題となっており、地域の活力を維持するためには、直接的な少子化対策を講じるとともに、子どもと子育て家庭がより住みよいまちづくりを進める必要があります。本町は、令和2年3月に「第2期串本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する取組を進めてまいりました。このたび、計画の期限が令和6年度で終了となることから、近年の社会潮流や本町の状況、住民のニーズを踏まえ、子どもの最善の利益が実現されるまちを目指し、新たに「第3期串本町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、「地域の温もりで子が育つまち串本」を基本理念とし、今後5年間を計画期間としています。本計画に基づき、子ども・家庭・地域が丸となって「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組むため、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました串本町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、調査等にご協力いただき、貴重なご意見をいただきました関係者及び住民の皆様から感謝申し上げます。

令和7年 3月

串本町長 田嶋 勝正

◆ 目 次 ◆

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
第2章 串本町を取り巻く現状	5
1 統計からみる現状	5
2 ニーズ調査からみる現状	12
3 団体調査結果まとめ	21
4 第2期計画の評価検証	22
5 次期計画に向けた課題まとめ	35
第3章 計画の基本的な方向性	36
1 計画の基本理念	36
2 計画の基本目標	37
3 施策体系	39
第4章 施策の展開	40
基本目標1 地域の温もりが感じられる	40
基本目標2 子どもが心身ともに成長できる	44
基本目標3 子どもが希望を持って成長できる	48
基本目標4 子育てしやすい環境をつくる	53
第5章 事業量の見込みと提供体制	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 提供体制の確保と充実	58
3 量の見込みと確保方策	59
第6章 計画の推進にあたって	72
1 計画推進にあたっての各主体の役割と責務	72
2 国・県との連携	73
3 計画の進捗状況の点検・公表	73
資料編	74
1 串本町子ども・子育て会議条例	74
2 串本町子ども・子育て会議委員名簿	76

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

誰一人取り残さない

“こどもまんなか社会”の実現へ



わが国では1989年の「1.57ショック」を契機として、数々の少子化対策や子ども政策に取り組んできました。しかし、合計特殊出生率及び出生数は回復するどころか、予期しない出来事にも見舞われ、令和4年には出生数が統計開始以来過去最低となる80万人を割る事態となっています。

子どもを取り巻く環境については、引きこもり、居場所、貧困や虐待等の問題に加え、近年では医療的ケア児、ヤングケアラーの社会問題化、外国にルーツを持つ子どもが増加するなど問題は多様化しています。

この状況を受けて、国では令和5年度より「こども基本法」の施行、「こども家庭庁」の設置により、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けて新たなスタートを切ったところです。そして、この社会の実現のためには子どもや子育て当事者が意見表明することが重要とされており、当事者参画による子ども政策が始まろうとしています。

串本町（以下 本町という）においては、『地域の温もりで子が育つまち串本』の基本理念のもと、まち全体をあげて総合的な子ども・子育て支援を推進できるよう、令和2年3月に「第2期串本町子ども・子育て支援事業計画」（以下 第2期計画という）を策定してきました。

今後は、子どもの健やかな成長と子育て家庭を町全体で支援する子育て施策を推進するとともに、教育・保育事業の量と質の充実を図り、子どもを含めた当事者の意見が反映された「第3期串本町子ども・子育て支援事業計画」（以下 本計画という）を策定します。

※「子ども」「こども」表記について

本計画では、根拠法である「子ども・子育て支援法」に則り、原則として「子ども」表記を用いています。ただし、「こども基本法」等、法律等の規定で平仮名が使用されている場合、その規定に基づき表記します。

〈参 考〉

〉 こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

〉 こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

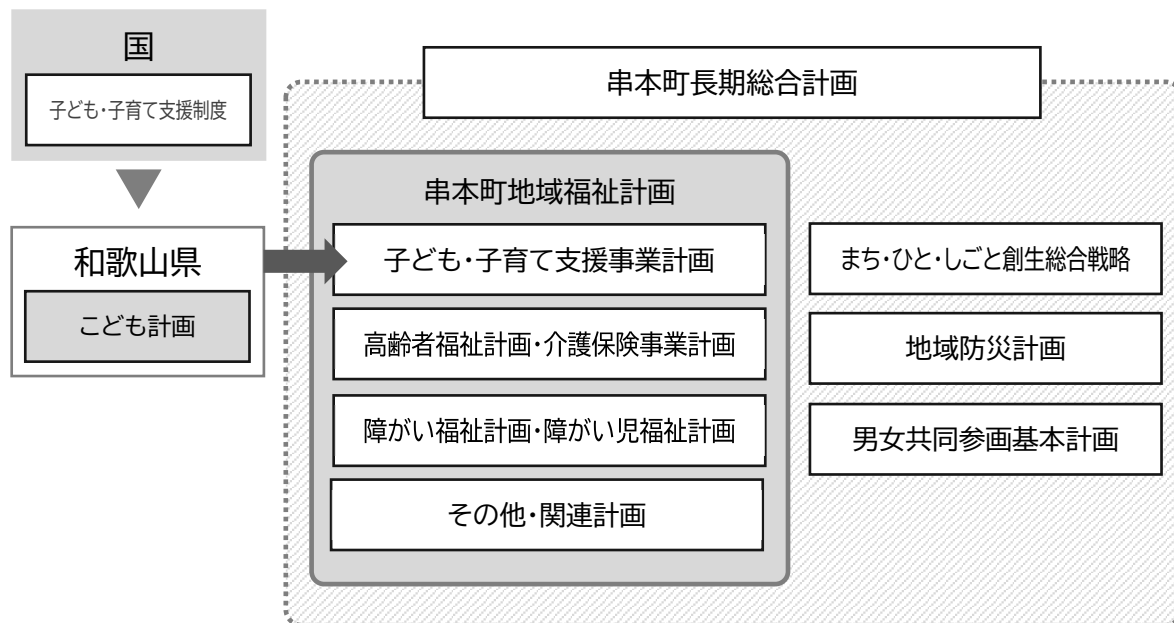
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長ことができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、すべての子どもと子育て世帯を対象として、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づくこどもの貧困対策を勘案した子ども・子育て支援事業計画として一体的に策定します。

また、本計画は、上位計画である「串本町長期総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

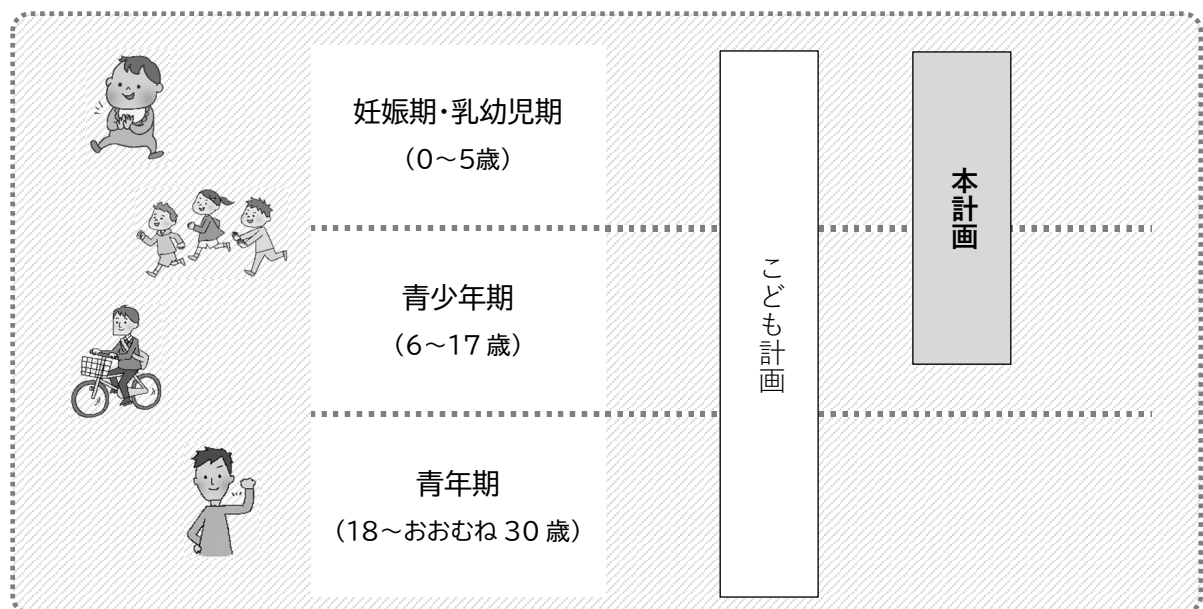
本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。必要に応じて見直しを行います。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第2期計画					第3期計画				

4 計画の対象

本計画は、子どもと子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とし、基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応ができるよう努めます。また、策定が努力義務となっている「こども基本法」に基づく、「こども計画」については、本計画では位置づけず、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた考えを踏まえた計画とします。



第2章 串本町を取り巻く現状

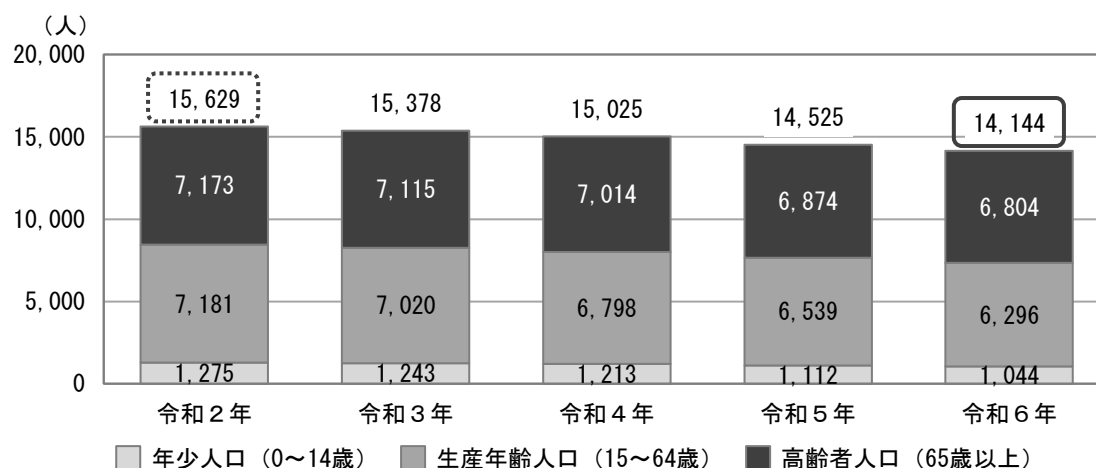
1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

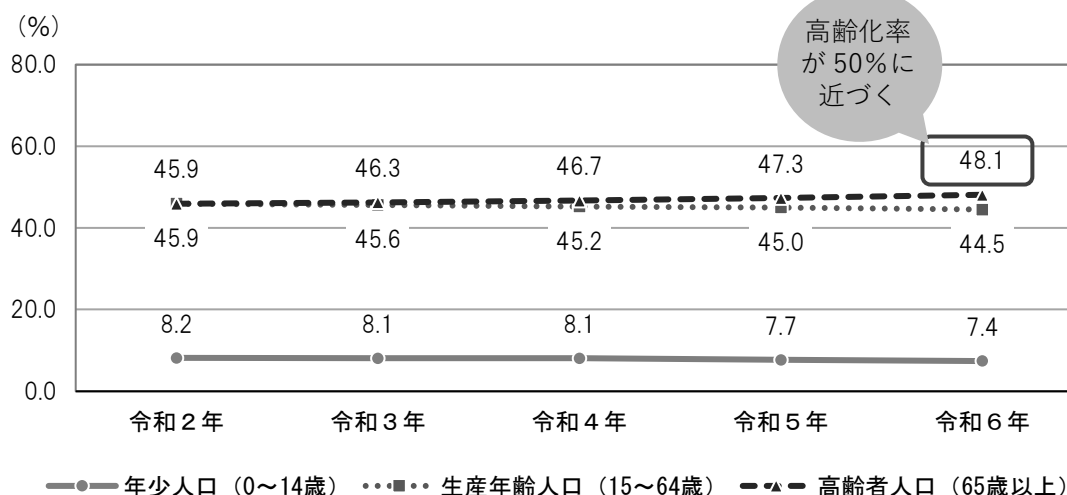
①人口の推移

人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和6年では、14,144人と令和2年から1,485人減少しています。年齢3区分別人口割合をみても、高齢者人口が48.1%と少子高齢化が進行していることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



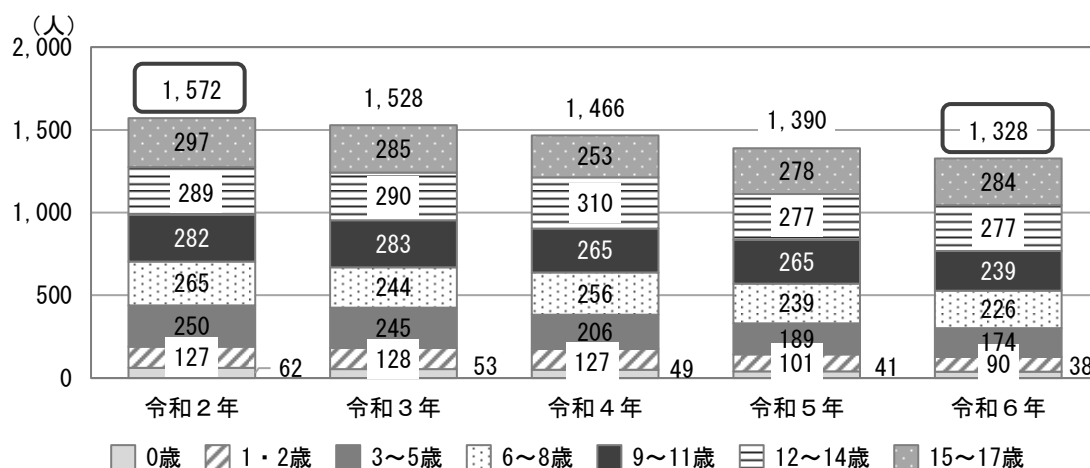
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②児童人口の推移

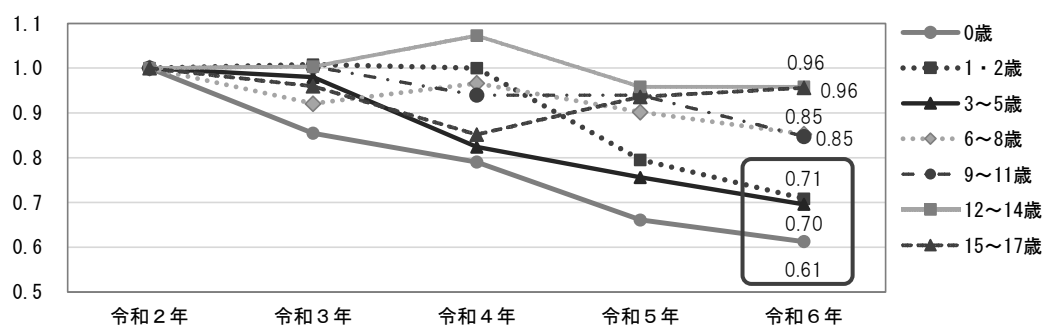
17 歳以下の人口の推移についてみると、総人口同様に年々減少傾向にあり、令和 6 年で 1,328 人と令和 2 年から 244 人減少しています。

令和 2 年を基準にした減少率をみると、0 歳の減少が続いており、その影響から 5 歳までの人口が 5 年間で減少が続いています。

■児童（0～17 歳）人口総数の推移



■児童（0～17 歳）人口の令和 2 年を基準とした減少率の推移



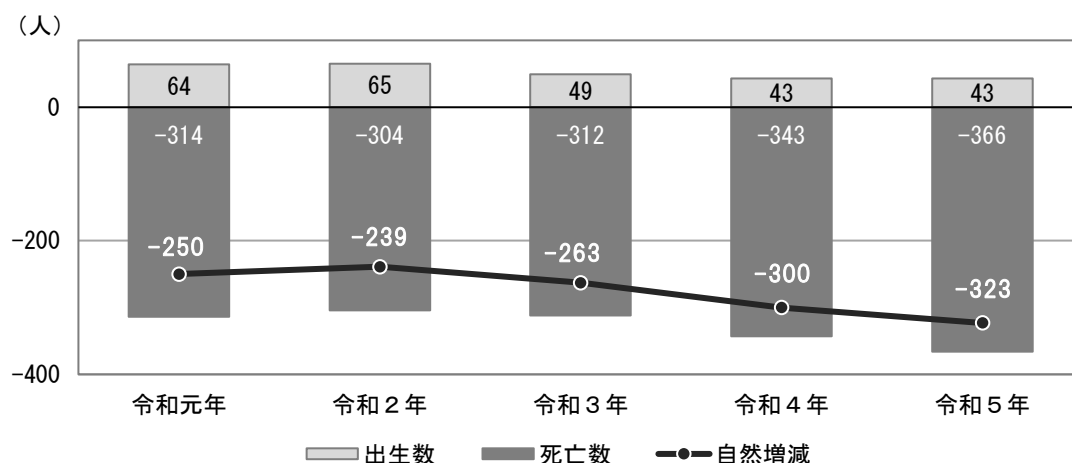
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

(2) 人口動態

① 自然増減（出生・死亡）の推移

自然増減（出生・死亡）をみると、出生数の減少が続き、死亡数が増えていることから自然減少が続いています。高齢化率が高くなっていることから死亡数が減少することは考えにくく、出生数の増加が自然増減に影響すると考えられます。

■ 自然増減（出生・死亡）の推移

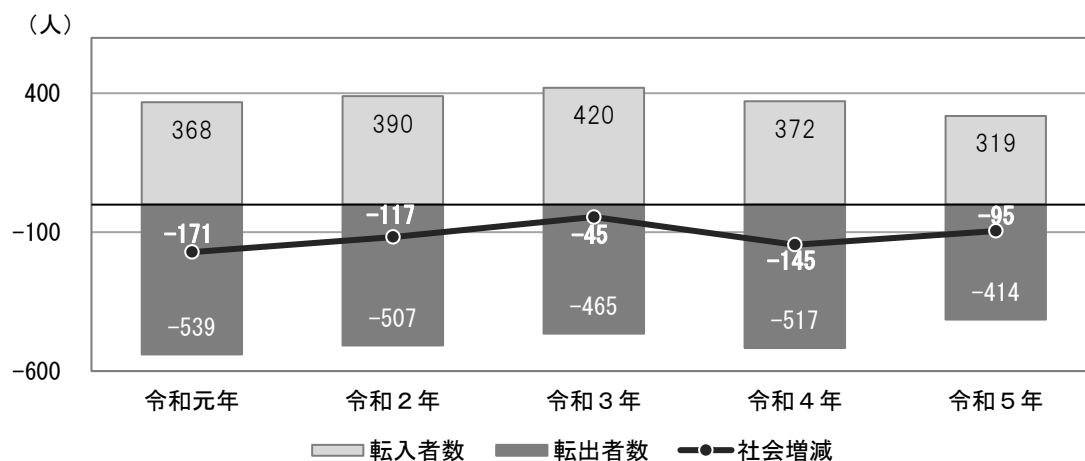


資料：串本町こども未来課

② 社会増減（転入・転出）の推移

社会増減（転入・転出）をみると、転出数が転入数を上回っている状況です。しかしながら、転入数が令和3年で減少に転じているものの、横ばいに推移していることもあり、大きな社会減少にはなっていません。

■ 社会増減（転入・転出）の推移

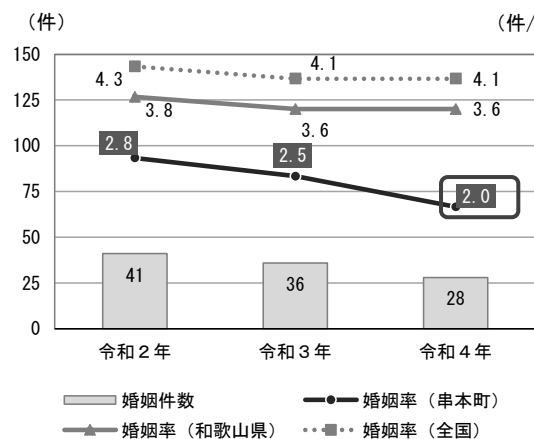


資料：串本町こども未来課

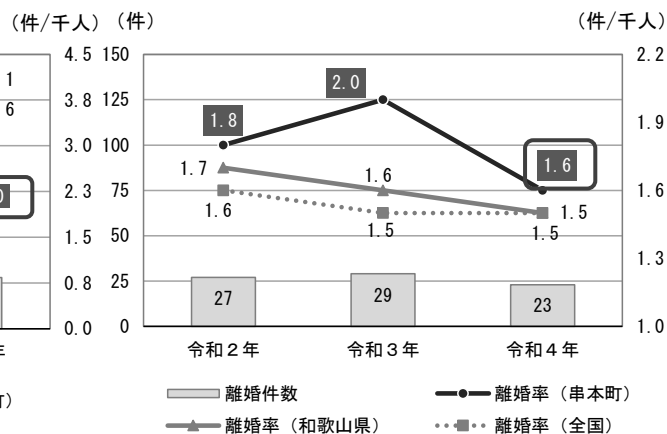
③婚姻率・離婚率の推移

婚姻率・離婚率についてみると、婚姻数は年々減少傾向にあり、婚姻率も国や県と比較して低くなっています。一方、離婚数をみると令和4年で減少しているものの、離婚率については、国や県よりも高くなっています。

■婚姻率の推移



■離婚率の推移

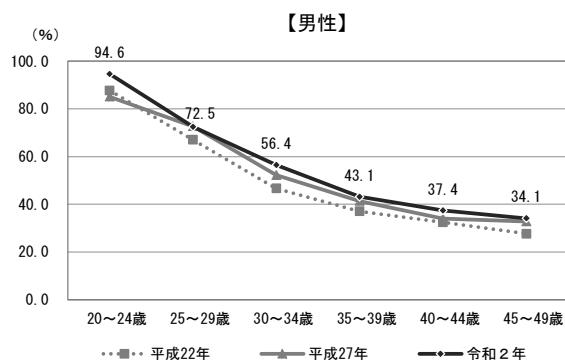


資料：和歌山県人口動態統計

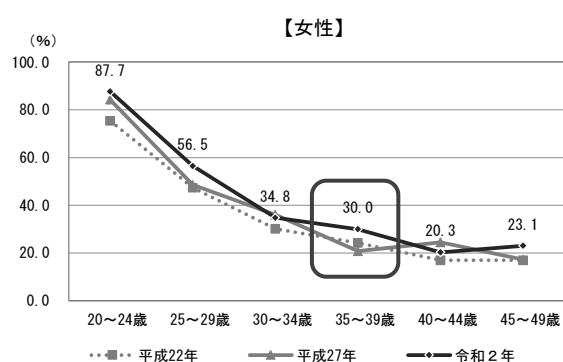
④未婚率の推移

未婚率の推移についてみると、平成22年から比較すると、各年齢層で未婚率が高くなっていることがわかります。女性の30～34歳では、平成27年と同程度となっていますが、35～39歳ではこれまでより高くなっています。

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移



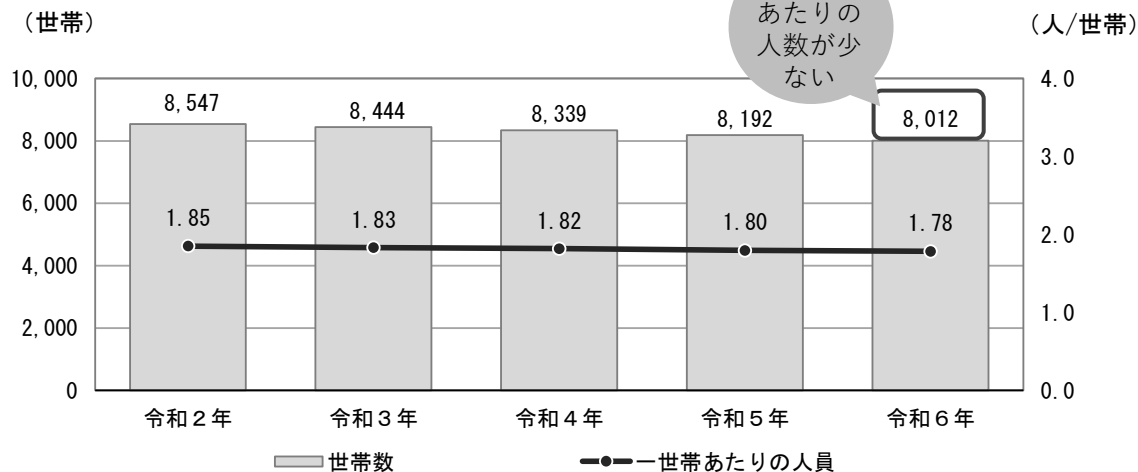
資料：国勢調査

(3) 世帯・就業の状況

①世帯数と1世帯あたりの人数

世帯数と1世帯あたりの人数についてみると、世帯数は年々減少傾向にあります。1世帯あたりの人数については、横ばいに推移しています。

■世帯数と1世帯あたりの人数

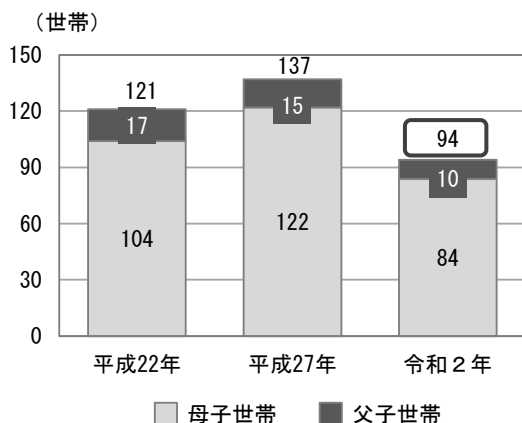


資料：政府統計（住民基本台帳）

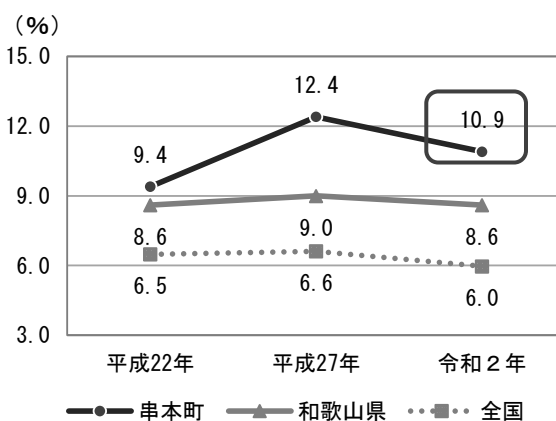
②ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の状況についてみると、平成22年と比較すると、令和2年で94世帯と減少しています。ひとり親世帯の割合については、国、県よりも高くなっています。

■ひとり親世帯の推移



■ひとり親世帯の割合



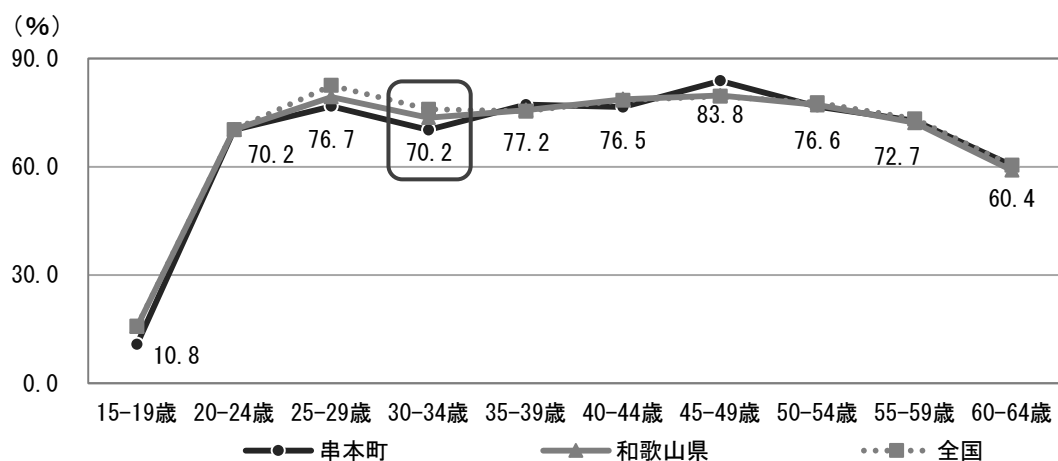
資料：国勢調査

③女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率についてみると、30-34歳で低くなっており、25-34歳でみると、国、県よりも低くなっています。

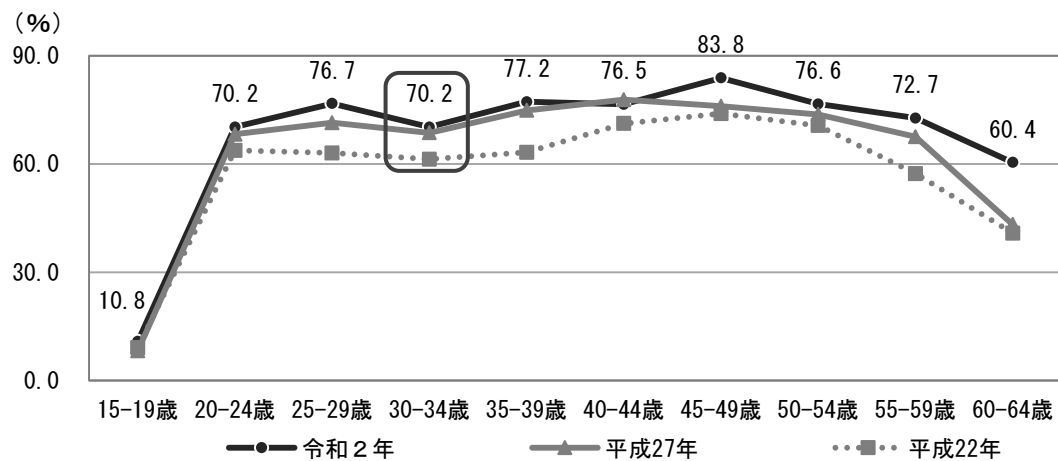
経年比較でみると、平成22年以降、40-44歳を除く、どの年齢層で就業率は上昇傾向にあります。

■女性の年齢別就業率（国、県との比較）



資料：国勢調査（令和2年時点）

■女性の年齢別就業力率（経年比較）



資料：国勢調査

(4) 認定こども園、小学校の状況

①認定こども園の状況

本町の認定こども園の状況についてみると、園児は年々減少傾向にあります。令和2年度時点と比較すると各園で減少傾向となっています。

■認定こども園の状況

園名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	町立くしもとこども園	141	142	128	112	117
	上野山こども園	144	134	135	105	95
	町立潮岬こども園	31	33	30	35	24
広域	町立くしもとこども園	1	1	1	2	1
	上野山こども園	8	8	4	3	2
	町立潮岬こども園	1	2	1	0	0
合計		326	320	299	257	239

資料：串本町こども未来課

②小学校の状況

本町の小学校の状況をみると、児童は年々減少傾向にあります。特に串本小学校では大きく減少しています。

■小学校の状況

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
串本西小学校	41	41	39	39	36
串本小学校	101	90	77	80	68
潮岬小学校	157	148	149	144	140
出雲小学校	28	26	32	33	35
大島小学校	31	31	35	29	26
橋杭小学校	58	54	55	48	34
西向小学校	46	49	43	42	34
田原小学校	14	14	14	18	16
古座小学校	68	68	72	69	71
合計	544	521	516	502	460

資料：串本町こども未来課

2 ニーズ調査からみる現状

(1) ニーズ調査実施概要

子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に目標年次を迎えるため、今後の子育て分野の方向性を見直す「第3期串本町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎資料として、お子さんがいる家庭を対象に、子育てに関する生活実態、ご要望・ご意見などのニーズ調査を実施しました。

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	339 件	191 件	56.3%
小学生児童	375 件	305 件	81.3%

(2) ニーズ調査実施結果

ニーズ調査結果から、保護者の状況を抜粋しています。

① 回答者について

1) 回答者の状況

就学前児童：母親

88.5%

小学生児童：母親

86.9%



2) 配偶者（パートナー）がいない

就学前児童：

9.9%

小学生児童：

18.4%



3) 子育てを主に行っている人

就学前児童：父母ともに

66.0%

小学生児童：父母ともに

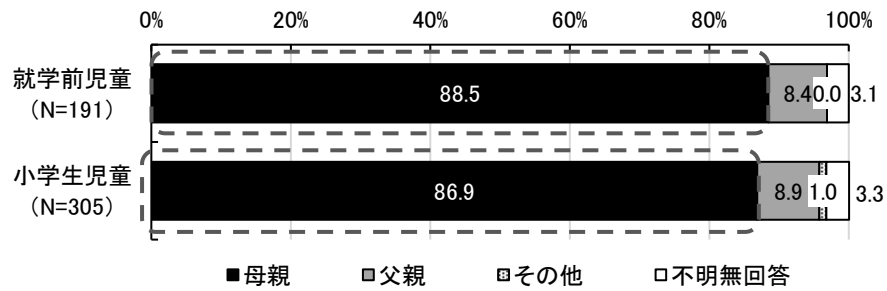
61.6%



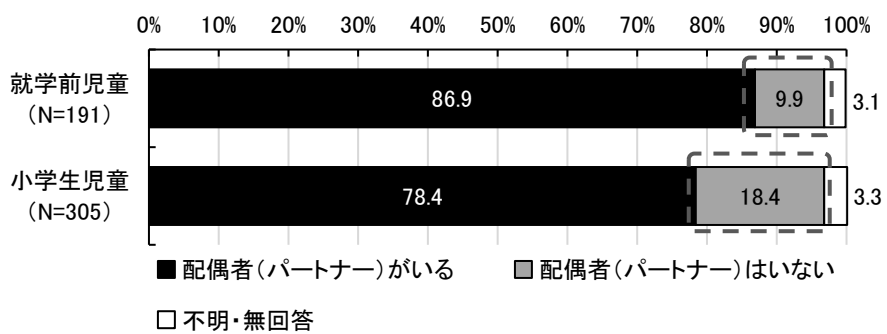
〈まとめ〉

- 配偶者（パートナー）がいない人は小学生児童保護者の方が高くなっています。
- 子育てを主に行っている人は父母ともにという回答が高くなっています。

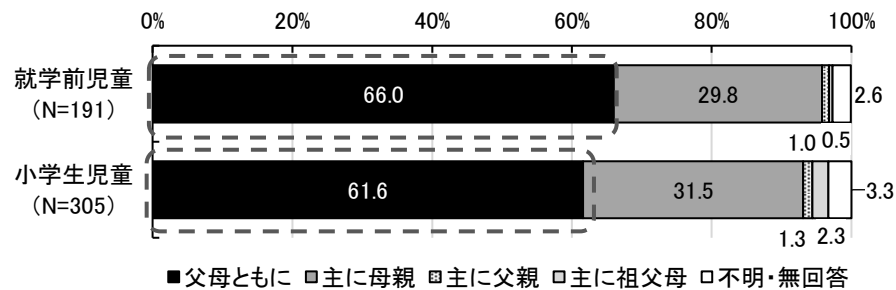
□回答者の状況



□配偶者（パートナー）がいない

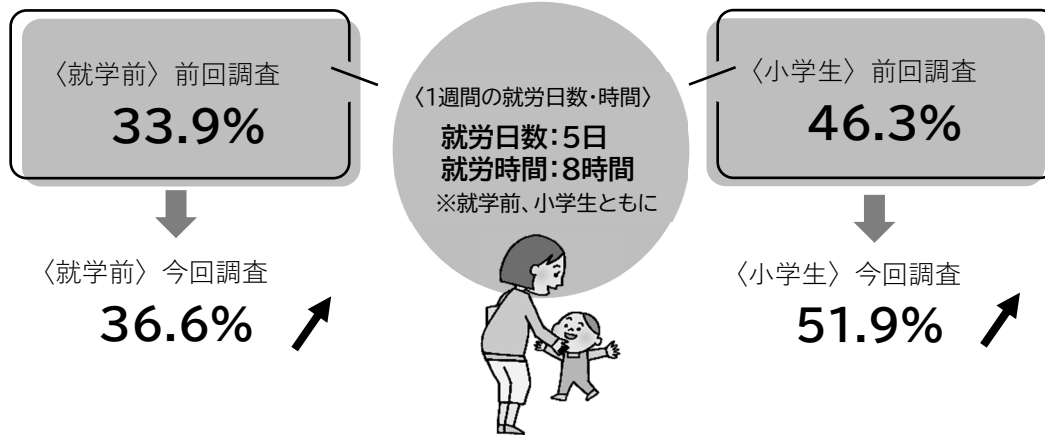


□子育てを主に行っている人

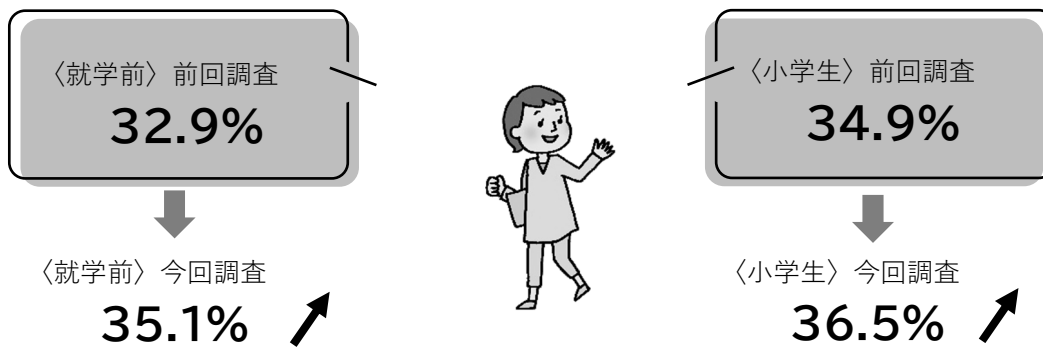


②保護者の就労状況

1) 母親のフルタイムでの就労状況（前回調査時との比較）



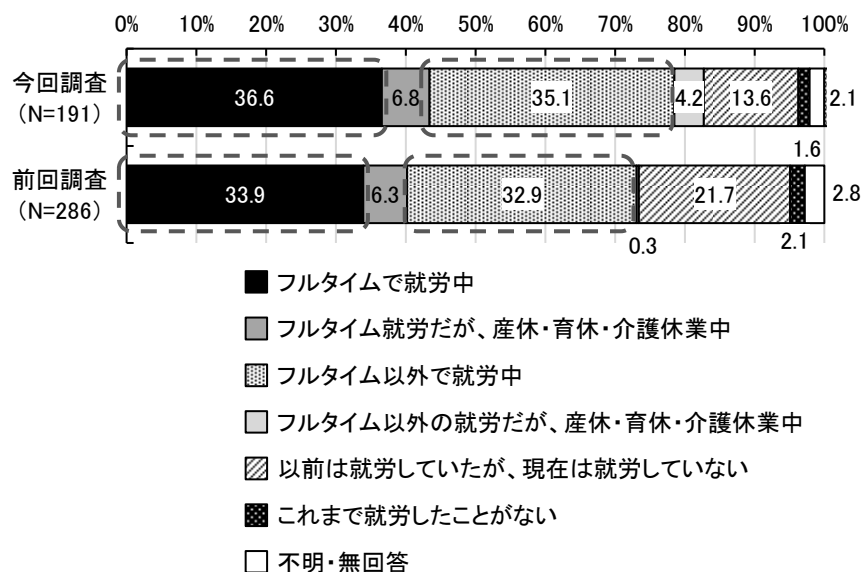
2) 母親のフルタイム以外の就労状況（前回調査時との比較）



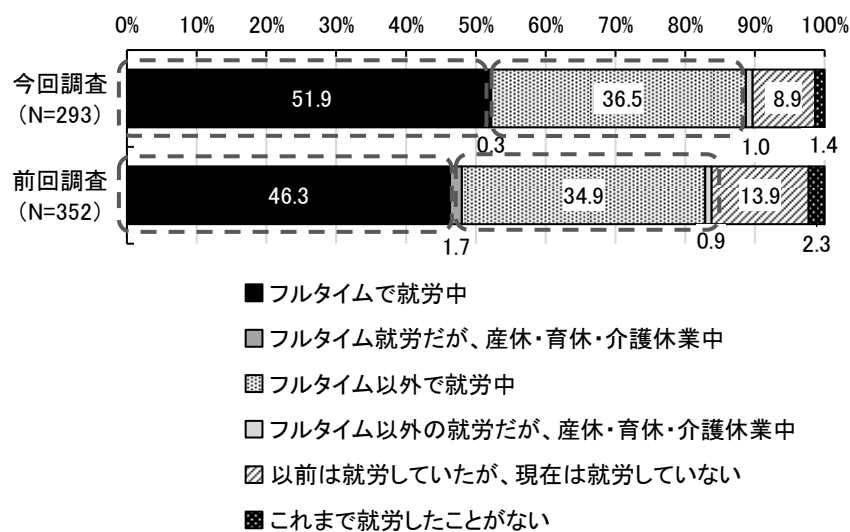
〈まとめ〉

- 前回調査時と比較しても、母親の就労率は高くなっていることがわかります。
- 特に、小学生児童の保護者の場合、フルタイムで働いている人が半数以上と就労率が高くなっています。
- 父親の就労状況は、前回調査時と同様にフルタイムでの就労が高く、この状況から共働き家庭が多くなっていることがわかります。また、共働き家庭が増えていることから、父母ともに子育てを行っていると答えた割合が高くなっている要因であるとも考えられます。

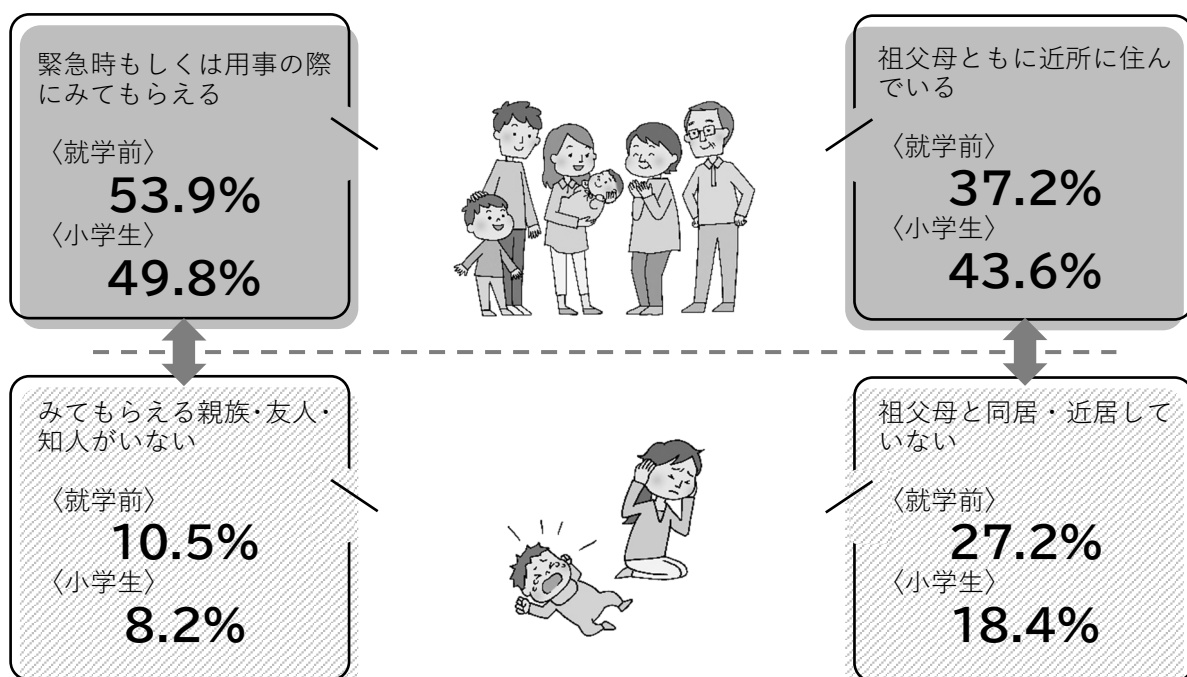
□就学前児童の母親就労状況（前回調査時との比較）



□小学生児童の母親就労状況（前回調査時との比較）



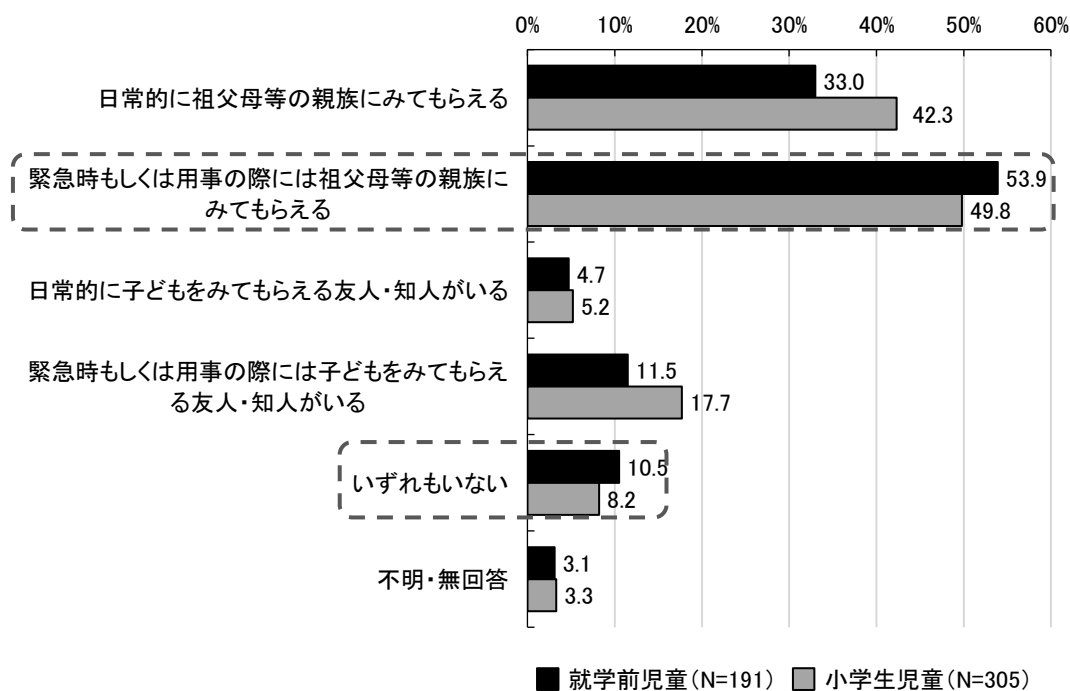
③保護者の親族の状況



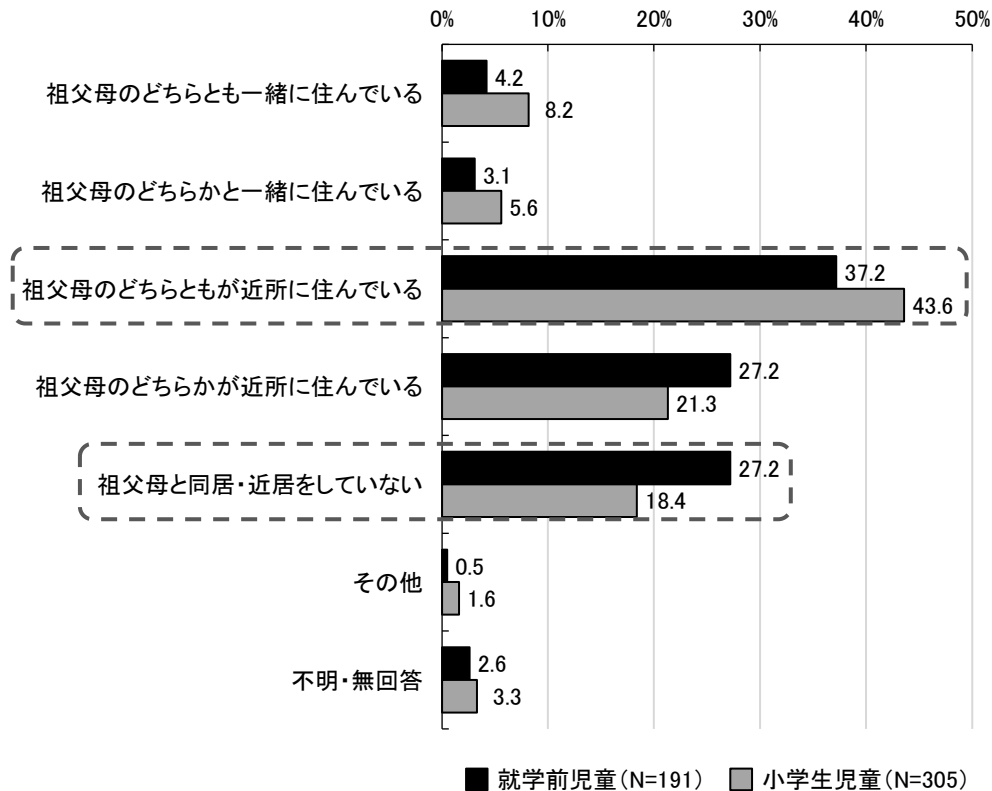
〈まとめ〉

- 子育てにおける親族、友人・知人の支えは子育てに対する負担感に影響します。
- ニーズ調査の結果では、日常的または緊急時や用事の際にみてもらえる親族がいる家庭が多いことがわかります。また、祖父母が近居している割合も高く、なんらかの形で支えがあることが伺えます。
- 一方で、みてもらえる人がいない家庭は就学前児童、小学生児童ともに約1割となっており、祖父母と同居・近居していない家庭の割合は就学前で約3割、小学生児童で約2割となっています。

□日常的もしくは緊急時にみてもらえる人がいるか



□祖父母と同居・近居しているか



④育児休業等の取得状況（就学前児童）

働いていなかった

〈前回調査〉

43.0%



働いていなかった

〈今回調査〉

35.1%



取得した（取得中である）

〈前回調査〉

31.8%



取得した（取得中である）

〈今回調査〉

49.7%



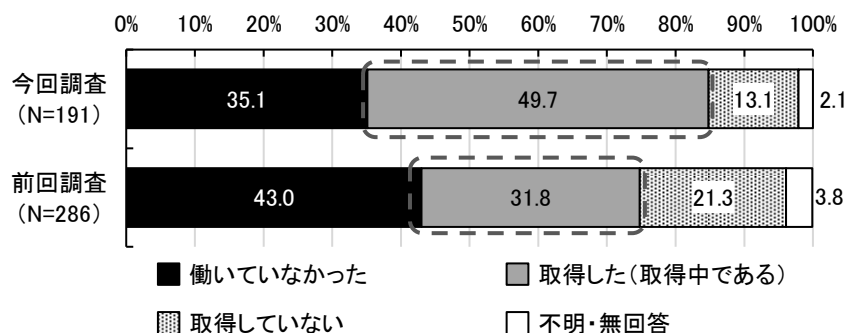
父親の取得も少し増えた



〈まとめ〉

- 子育てにおける育児休業の取得については、これまで取得できていないことが課題となっていました。しかし、前回調査時と比較すると取得している母親が増え、現在では約半数の母親が取得した（取得中である）となっています。
- そのため、子育てを機に離職する人が減少していることで、共働き世帯が増えていると考えられます。
- 父親の育児休業取得についても、数ポイントながら上昇している傾向があり、制度の利用が促進されていることがわかります。
- 一方で、職場への復帰のタイミングや働き方を変更せざるを得ない状況により、フルタイムからの転換を強いられるケースがあるなど、より一層企業への理解促進が必要です。

□母親の育児休業の取得状況



⑤相談できる人の状況

相談できる人

〈就学前〉親族

77.0%

〈小学生〉友人・知人

74.8%



相談できる場所

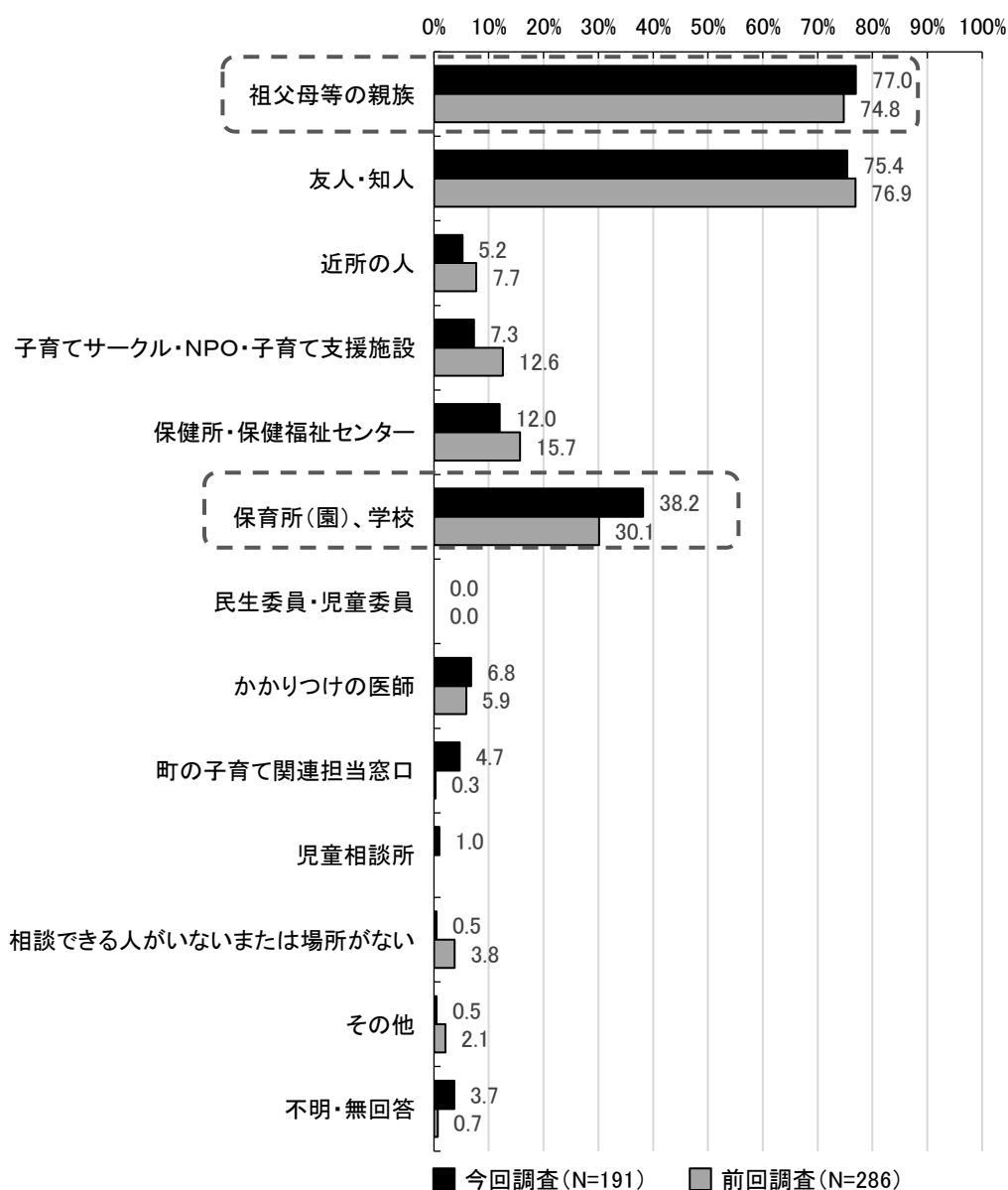
〈就学前〉保育所（園）、学校

38.2%

〈小学生〉保育所（園）、学校

23.0%

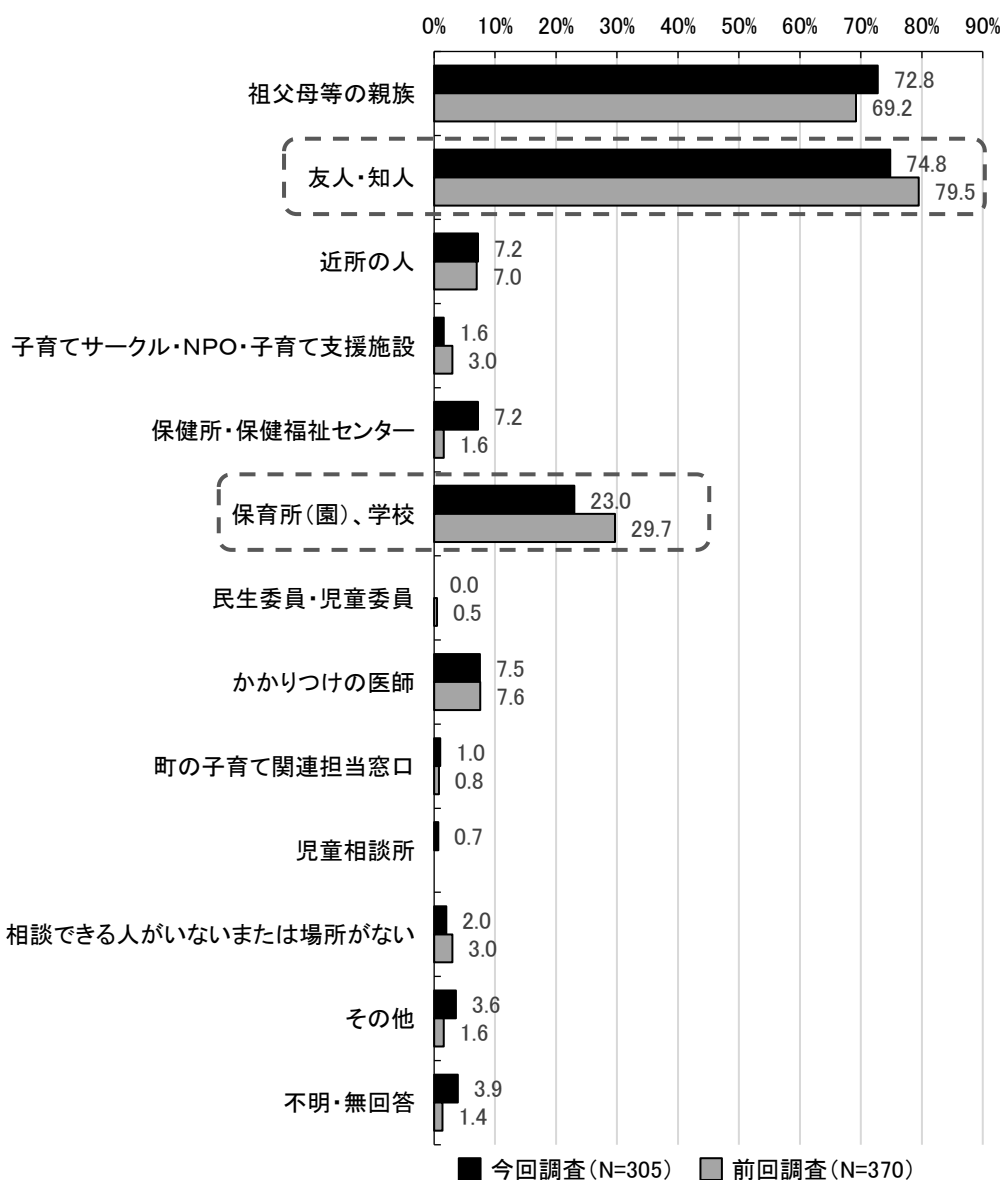
□相談できる人・場所（就学前児童）



※「児童相談所」の選択肢は今回のみ。

「保育所（園）、学校」は前回「保育教諭・保育士」の選択肢。

□相談できる人・場所（小学生児童）



※「児童相談所」の選択肢は今回のみ。

「保育所(園)、学校」は前回「幼稚園・小学校教諭」の選択肢。

〈まとめ〉

- 相談できる人については、親族や友人・知人が最も多くなっています。第2期計画からの傾向に大きな変化はありませんでした。
- 子どもの年齢が高くなるにつれ、友人・知人の割合が親族よりも高くなる傾向があります。
- 相談できる場所については、保育所(園)・学校など、日ごろから子どもに関係した場所が多くなる傾向があります。

3 団体調査結果まとめ

本町の子育てに関わる関係機関、団体に対してアンケート調査を実施し、子育て施策に関して感じることを回答していただいています。回答内容については、一部抜粋として、全体の傾向を記載しています。



1

現在の活動（運営）状況において、課題と覚ることは何ですか。

- 保育士、学童支援員とも就職を希望する人材が不足している
- 少子化が進行するなかでどのように教育・保育施設を運営していくのか
- 家庭や子どもの実情を把握すること

2

これまで関わった子どものうち、背景に貧困が伴うと考える子どもの状況についてお答えください。

- 教材費や修学旅行費など学校教育に係る支出については配慮する必要
- 身なりの不衛生さなど生活面が影響していることがわかる
- 自己肯定感の低さや将来への期待感の低さを感じた

3

本町は、子どもや保護者が地域で子育てしやすい環境にあると感じますか。

- 様々な取組みがなされているなか、地域に浸透していないことの方が大きいと感じる
- 子育てしやすい環境にあると感じる部分もある
- 公園やイベントなどがあればよいと思う

4

子ども・子育て支援について、施策に対するご要望やご提案があればお答えください。

- 経済的な支援に合わせて、健康維持に係る「医療体制の整備」が必要だと思う
- まちぐるみで保護者と子どもを見守る体制、相談できる体制が必要だと思う
- 少子化問題が深刻化していることから、結婚・出産の支援に力を入れる必要がある
- こども園や子育て世代包括支援センター、各関係機関の連携に合わせて、福祉と教育の連携も必要だと思う

4 第2期計画の評価検証

(1) 教育・保育の量の検証

第2期計画における教育・保育の量の見込みについて、各年度の実績と比較しています。

1号から3号認定まで、見込みと比較すると、実績が下回っています。

□ 1号認定（3～5歳）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	45	42	38	37	34
②実績	40	31	23	28	17
①-②	5	11	5	9	17

□ 2号認定（3～5歳）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	202	192	174	163	163
②実績	188	192	167	149	149
①-②	14	0	7	14	14

□ 3号認定（0歳）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	31	30	27	24	22
②実績	9	8	8	6	7
①-②	22	22	19	18	15

□ 3号認定（1、2歳）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	102	102	101	100	99
②実績	79	78	95	69	63
①-②	23	24	6	31	36

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の検証

①延長保育事業

延長保育事業をみると、見込みに対して、実績が下回っており、本計画において見込み方を検討する必要があります。

■延長保育事業

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	915	906	897	888	879
②実績	372	257	388	416	-
①-②	543	649	509	472	-

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）をみると、見込みに対して、実績が上回って推移しており、低学年では変動があるものの、見込みよりも大きく上回っています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	低学年	109	109	106	105	103
	高学年	35	34	34	31	31
②実績	低学年	132	117	133	128	114
	高学年	36	45	42	42	37
①-②	低学年	-23	-8	-27	-23	-11
	高学年	-1	-11	-8	-11	-6

③子育て短期支援事業

子育て短期支援事業をみると、見込みに対して、実績が下回っており、見込みの範囲内で対応できていることがわかります。

■子育て短期支援事業

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	27	26	26	25	24
②実績	11	3	0	2	-
①-②	16	23	26	23	-

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業をみると、見込みに対して、実績が下回っています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから実績に変動があります。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	442	437	433	428	424
②実績	404	289	159	235	-
①-②	38	148	274	193	-

⑤一時預かり事業

一時預かり事業については、それぞれ幼稚園型とそれ以外の見込みを立てています。見込みに対して、おおむね実績が下回っていますが、幼稚園型以外では、実績に変動があります。

■一時預かり事業（幼稚園型）

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	1,269	1,206	1,146	1,088	1,034
②実績	56	79	10	180	-
①-②	1,213	1,127	1,136	908	-

■一時預かり事業（幼稚園型以外）

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	320	306	290	275	267
②実績	100	421	149	238	-
①-②	220	-115	141	37	-

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業をみると、見込みに対して、実績が下回っており、見込みの範囲内で対応できていることがわかります。

■病児・病後児保育事業

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	200	200	200	200	200
②実績	51	62	93	66	-
①-②	149	138	107	134	-

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）においては、本町では実施していないため、実績也没有ありません。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	0	0	0	0	0
②実績	0	0	0	0	0
①-②	0	0	0	0	0

⑧利用者支援事業

利用者支援事業については、平成29年度より「りぼん」で事業を実施しており、見込みに対する体制は確保できています。

■利用者支援事業（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	1	1	1	1	1
②実績	1	1	1	1	1
①-②	0	0	0	0	0

⑨妊婦健康診査

妊婦健康診査については、全妊婦が健診を受診できるよう事業を実施しています。見込みに対して、実績が下回っているのは、妊婦の数の減少が影響しています。

■妊婦健康診査（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	68	65	63	60	58
②実績	57	46	44	34	-
①-②	11	19	19	26	-



⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、全戸訪問できるよう事業を実施しています。見込みに対して、実績が下回っているのは、出生数の減少が影響しています。

■乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	57	56	55	53	52
②実績	52	46	38	38	-
①-②	5	10	17	15	-

⑪養育支援訪問事業

養育支援訪問事業についてみると、見込みに対して、令和4年度以降、実績が上回って推移しており、本計画において見込み方を検討する必要があります。

■養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み	10	9	9	8	8
②実績	5	6	12	25	-
①-②	5	3	-3	-17	-

※実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、本町において実施実績はありません。

(3) 基本目標に基づく施策の評価検証

第2期計画の基本目標に基づく13の施策ごとに評価検証を行っています。評価検証結果については下記の通りです。

基本目標1 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

施策1) 子どもの健全育成活動の推進

実施内容

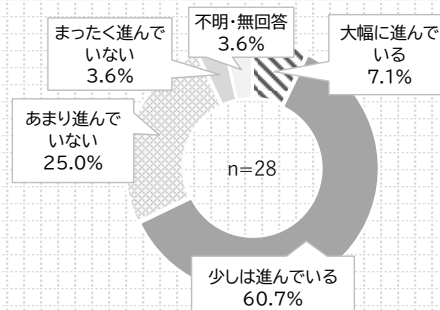
- 令和2年度子育て支援センター「りぼん」が開設となり、保護者からの相談窓口や交流の場（ひろば）となっている。
- 子どもの居場所づくり事業として、「ふれあいルーム」、「コミュニティ教室」を実施している。
- 全小中学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティスクール活動が行われている。

実施課題

- ▼より気軽にひろばが利用でき、保護者が相談できる環境づくりを進める。
- ▼学習等指導員の継続的確保、学童との連携が課題となる。
- ▼コーディネーター同士の情報交換、高齢化による人材確保、活動参加者の確保が課題となる。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



施策2) 地域における子育て支援サービスの充実

実施内容

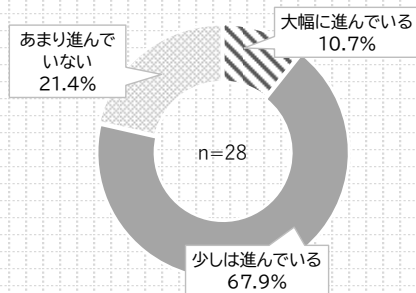
- 妊娠期から18歳までの相談支援を子育て世代包括支援センターで行っていることを周知徹底してきた成果がでている。
- 子育てガイドブックを町ホームページに掲載している。
- 串本町民生委員児童委員協議会と連携し相談・支援体制をとっている。

実施課題

- ▼出生数が減少するなかで親子が求めている支援をきめ細やかに迅速に行える相談体制を考える。
- ▼住民のそれぞれの立場への子育て支援への啓発活動が必要となっている。
- ▼民生委員・児童委員や主任児童委員の役割が理解されていないように感じ、理解促進を図る必要がある。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



施策3) 地域での子育て支援ネットワークの推進

実施内容

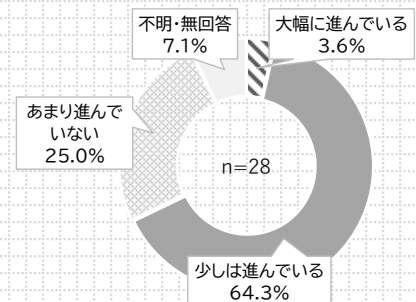
- 令和5年度からは月～木まで週4日、ひろばを開設し、子育て親子の交流の場の提供ができた。
- 和歌山信愛大学と串本高校の生徒がボランティアとして活動に参加した。

実施課題

- ▼令和2年度から令和6年度まで子育てサークル活動は行っておらず、サークルの育成の促進が必要となっている。
- ▼イベントなどを計画して地域の人との関わりを増やしていきたい。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



施策4) 子育てを支援する生活環境の整備

実施内容

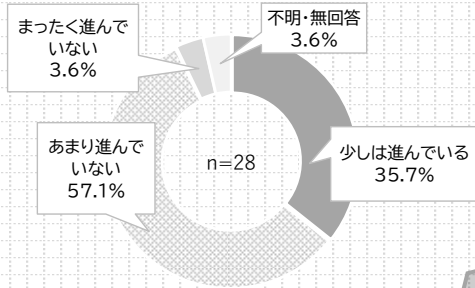
- くしもとこども園跡地に新たな公園を整備する予定であることや現在の公園設備の維持を行っている。
- 子育てガイドブックにおいて、おむつ替えのできるトイレのある場所等を掲載し情報提供を行っている。
- 小学校6年生の理科の授業等で南紀熊野ジオパークセンターを活用している。
- 各校で児童生徒・保護者に対し情報モラルやSNSの利用についての授業・講演を実施している。

実施課題

- ▼子育て世代以外への情報提供や必要性に応じた情報提供が求められている。
- ▼情報モラルやSNSの利用についての講演などを実施しているものの保護者の参加率が低くなっている。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、あまり進んでいないが高く、施策が進んでいないと感じる割合が高くなっています。



基本目標2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

施策5) 子どもや母親の健康の確保

実施内容

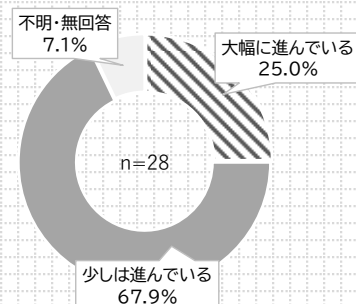
- 乳幼児健診前には、受診児・家庭における情報収集を行い、健診当日関係者で事前カンファレンスを行って診察・問診・指導できるよう体制を整えている。
- 健診後のフォローとして、親子教室や療育訓練会、巡回相談等を紹介、参加時には同行するようにし、切れ目なく支援を実施している。
- 10 か月児健診時にブックスタートおすすめ隊員による絵本の読み聞かせを実施し、2冊の絵本をプレゼントしている。

実施課題

- ▼少子化に伴う健診体制の見直しが必要となっている。
- ▼教室・講演会の参加者が減るなかで必要な情報発信、訪問、相談を行うことが必要となっている。
- ▼読み聞かせについては、役場ホームページ、図書館での掲示、こども園への周知を行っているが参加人数は減少傾向である。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



施策6) 食育の推進

実施内容

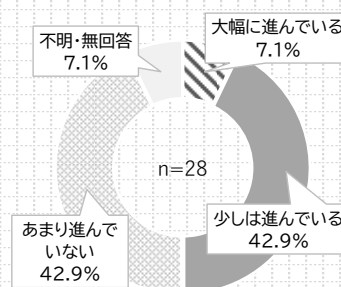
- こども園の「給食だより」などで食に関する知識の普及・啓発を行っている。
- 学校栄養士を講師とした出前授業を実施し、「食」についての指導を行っていることに合わせて、食育推進委員とも連携をとって食育事業を実施している。

実施課題

- ▼出生数が減少し、離乳食教室の対象者が減少していることから、教室の運営について実施方法を検討する必要がある。
- ▼出前授業はすべての学校で実施できたわけではなく、全校で実施を目指したい。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、施策が進んでいると感じる割合と進んでいないと感じる割合が同等になっています。



施策7) 親育ちの支援

実施内容

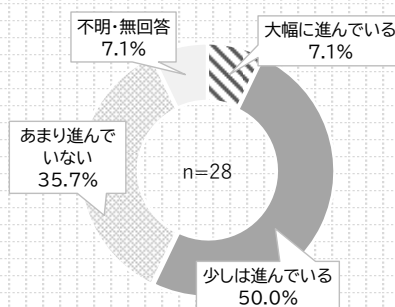
- 広報やリーフレットを配布し、ひとり親家庭等に対する各種制度の周知に努め、必要な情報提供を行っている。
- 児童手当、児童扶養手当・父子家庭を対象とした児童扶養手当、特別児童扶養手当、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費助成事業については継続している。

実施課題

- ▼特定妊婦やハイリスク妊婦は増加傾向であり、引き続き家庭支援の推進が必要となっている。
- ▼医療費の自己負担分無料化の対象を高校生まで広げるかが今後の検討課題となっている。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。一方で進んでいないと感じる割合も3割台となっています。



施策 8) 要支援家庭への対応等きめ細やかな取組み

実施内容

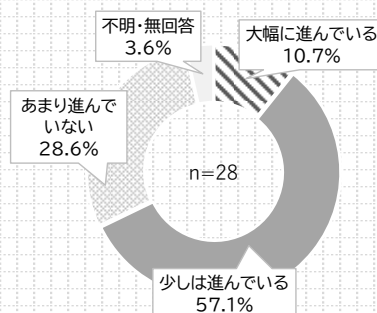
- 児童虐待に関する実務者会議を定期的に行うとともに、個々のケースについては、支援状況に関する情報共有及びケース検討会を必要に応じて開催している。
- オレンジリボンキャンペーンにおいて庁舎ホールに啓発用ツリーを展示した。
- 発達に気がかりのある児に対しては、各種健診の機会を捉え、保護者と信頼関係をつくりながら親子教室や発達相談、療育相談につなげている。

実施課題

- ▼泣き声通告や面前 DV 通告など内容によっては、児童相談所から町単独での対応を求められる場合がある。
- ▼従来の体制を維持する関係機関との一層の連携強化が必要となっている。
- ▼通級指導教室担当者研修を実施するなかで、多くの先生方に参加してもらえよう働きかけていく必要がある。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



施策 9) 信頼される学校づくりの推進

実施内容

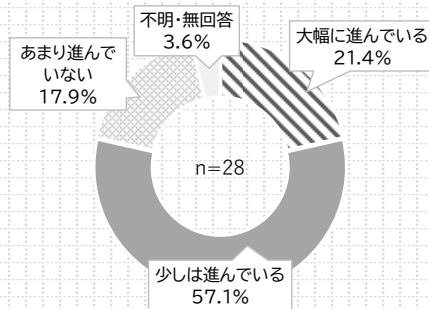
- 全小中学校に学校運営協議会が設置され、学校と地域の情報共有がされている。
- 各小中学校で学校施設の開放がされている。
- 各園で就学説明会を実施し、小学校に入学した後の学びの場についての説明を行っている。

実施課題

- ▼学校運営協議会委員の高齢化による人材確保と意識醸成が課題となっている。
- ▼幼小連携について学校の立地場所や地域で差があり、どの学校とも実施できるよう計画していく必要がある。
- ▼特別な支援が必要な子どもへの支援については、こども園との連携に課題があり、必要な情報が得られないこともある。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



施策 10) 子どもの豊かな心の育み支援

実施内容

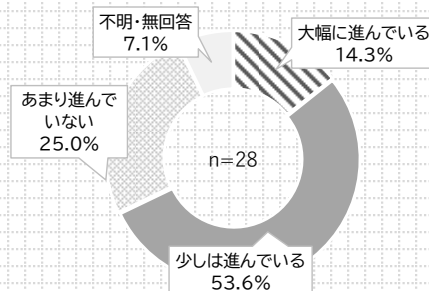
- スクールカウンセラーを配置し、カウンセリングを実施している。
- 不登校支援として教育支援ルームを設立し対応している。
- ジェンダーに関わっている外部講師を招聘し、児童生徒に対して考える授業を実施している。

実施課題

- ▼家庭教育へのアウトリーチのような取組みの検討が課題である。
- ▼ケース会議等にも参加できる体制づくりをしていく必要がある。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



施策 11) 子どもの安全及び防犯の確保

実施内容

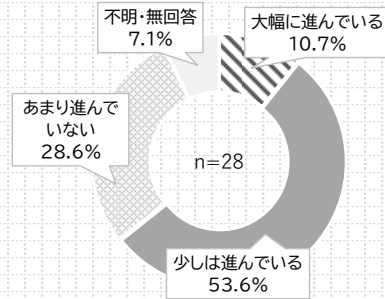
- チャイルドシート購入費の補助をしている。
- 和歌山県警ひまわり隊と連携し、交通安全教室を実施している。
- 防犯カメラの設置をはじめ、防犯啓発物品の配布、防犯灯の設置・修繕の補助をしている。

実施課題

- ▼電気料金の高騰や町内全体の人口減少により、防犯灯の維持にかかる地区の財政負担が段階的に大きくなっている。
- ▼ケース会議等にも参加できる体制づくりをしていく必要がある。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。



基本目標 3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

施策 12) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

実施内容

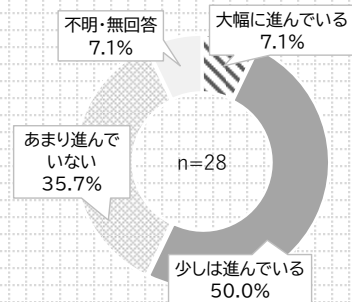
- 年次有給休暇取得促進期間の 10 月に庁舎入口のデジタルサイネージに厚生労働省のパンフレットを表示、啓発している。
- 国からのポスター、パンフレット等を妊娠届出時に配布に合わせて、職員向けの育児休業等の制度に関するリーフレットを作成した。

実施課題

- ▼労働時間の短縮について、対外的にどのような手法を用いて啓発するべきか検討する必要がある。
- ▼育児休業取得に向けて、職種による違いがでていることから環境整備が課題となっている。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、少しは進んでいるも含めると、施策が進んでいると感じる割合が高くなっています。
一方で進んでいないと感じる割合も 3割台となっています。



施策 13) 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

実施内容

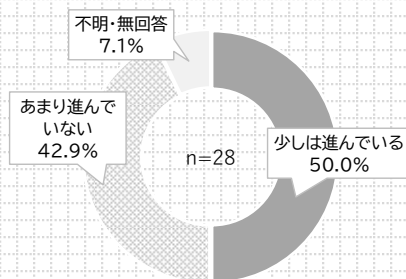
- 町広報を用いて、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行った。
- 男女共同参画をテーマにした講演会を実施し、来場者に対して啓発物品を配布するなど、男女共同参画に対する意識の向上を図った。

実施課題

- ▼働き方や価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスはますます重要視されるなかで、認知度はまだまだ低いと思われる。
- ▼男女共同参画の意識向上のためには、長期的な視野を持って、啓発活動を継続する必要がある。

団体アンケートでは

団体アンケートでは、施策が進んでいると感じる割合と進んでいないと感じる割合が同等になっています。



5 次期計画に向けた課題まとめ

(1) 児童数の減少と少子化対策の重要性

本町における児童数は減少傾向にあります。特に、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を要因とした全国的な出生数の減少の影響も受け、平成28年まで90人前後で推移していた出生数も令和6年で38人と半数以下となっています。

出生数の減少により、継続実施してきた事業でも対象者が少なくなることで実施できなくなり、子育てしやすい環境づくりに大きく影響する可能性があります。

今後は、少子化対策として、従来の施策と視点を変えた中長期を意識した施策検討が必要となります。

(2) ニーズ調査等からわかる保護者の変化

ニーズ調査結果を踏まえると、育児休業を取得する保護者が第1期計画から増えていることがわかり、育児休業制度の定着促進に合わせて、社会情勢が後押しして成果がでているのではないかと考えられます。そのため、子育てを機に退職する母親が減り、共働き世帯が増えたことにより、主に子育てをする人はだれかという問いにおいても、「父母ともに」の割合が上昇しており、共働きがゆえに、それぞれができる子育てをしているのではないかと推察されます。

一方で、共働き世帯が増え、保育のニーズが高まり、放課後児童クラブの利用者が多くなっていることから、保護者のニーズを捉えた体制整備がより一層必要となっています。

(3) より地域の温もりで子が育つまちになるために

児童の減少、保護者の状況変化に合わせて、全国的な少子高齢化の影響により、地域を支える組織、人材に変化がみられる今日において、まちの状況を鑑みた新たな取組みが求められていると考えられます。

団体アンケート調査結果においても、子育てしやすいまちであると感じている人が多くいる一方で、施策があまり住民に伝わっていないことや子育ての実情に即した取組みが必要であるといった意見もあります。

少子化対策を見据え、子育て環境をよくするためにはより一層、地域で子育てができる環境であることが重要となっています。

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

地域の温もりで 子が育つまち串本



新制度に基づき、子ども・子育て支援事業計画がスタートし、10年が経過しました。その間、全国的な待機児童の解消に向けた取組みが進み、待機児童の問題は解決に向かいつつあります。

しかし、数値的な解消はみられても、保護者の就労状況の変化や出生数の低下、外国に由来のある子どもの増加など、潜在的な課題が顕著化してきています。

本町においても、例外ではなく、出生数は過去最低を更新しており、令和5年時点で50人を下回っています。そんななか、教育施設の再編や小学1年生がいる家庭を対象とした独自の訪問事業を開始するなど、子どもと子育て家庭のための取組みを進めています。

今後は、子どもと子育て家庭の未来のために、地域でできる支えを積極的に推進するとともに、子育てを通じた地域の温もりが感じられるまちづくりを推進するべく、第2期計画から基本理念を継承し、『地域の温もりで子が育つまち串本』の実現を目指します。

2 計画の基本目標

基本目標

1

地域の温もりが感じられる

多様化・複雑化した社会のなか、子どもたちはまちぐるみで見守っていかねばなりません。本町では、まちぐるみで子どもたちを見守ることができる、子育て支援サービスを推進し、特に地域における子育て支援ネットワークの充実を図ります。

- 【施策1】 地域における子育て支援サービスの充実
- 【施策2】 地域での子育て支援ネットワークの推進
- 【施策3】 信頼される学校づくりの推進



基本目標

2

子どもが心身ともに成長できる

結婚・妊娠・出産・育児まで、すべてのライフステージにおける切れ目のない支援が重要となっており、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

また、ひとり親家庭、虐待にあった子どもや障がいのある子どもを養育している人など、すべての子育てをする人々に対して、多様な子育て支援サービスを図っていきます。

- 【施策4】 子どもや母親の健康の確保
- 【施策5】 食育の推進
- 【施策6】 要支援家庭への対応等きめ細やかな取組み



基本目標

3

子どもが希望を持って成長できる

子どもが希望を持って成長できるよう、豊かな人間性と社会性を育み、たくましい心身を育成するため、家庭や地域と連携を図りながら、魅力ある教育環境をつくります。
また、次代の親の育成や家庭支援など、親育ち支援を推進します。

【施策7】子どもの健全育成活動の推進

【施策8】子どもの豊かな心の育み支援

【施策9】親育ちの支援



基本目標

4

子育てしやすい環境をつくる

子どもを安心して産み育てることができるような安全なまちにするため、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関等の整備等を推進します。

また、男女共同参画社会が進むなか、男女ともに子育てをしながら働きやすい社会の実現を目指します。

【施策10】子育てを支援する生活環境の整備

【施策11】子どもの安全及び防犯の確保

【施策12】子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

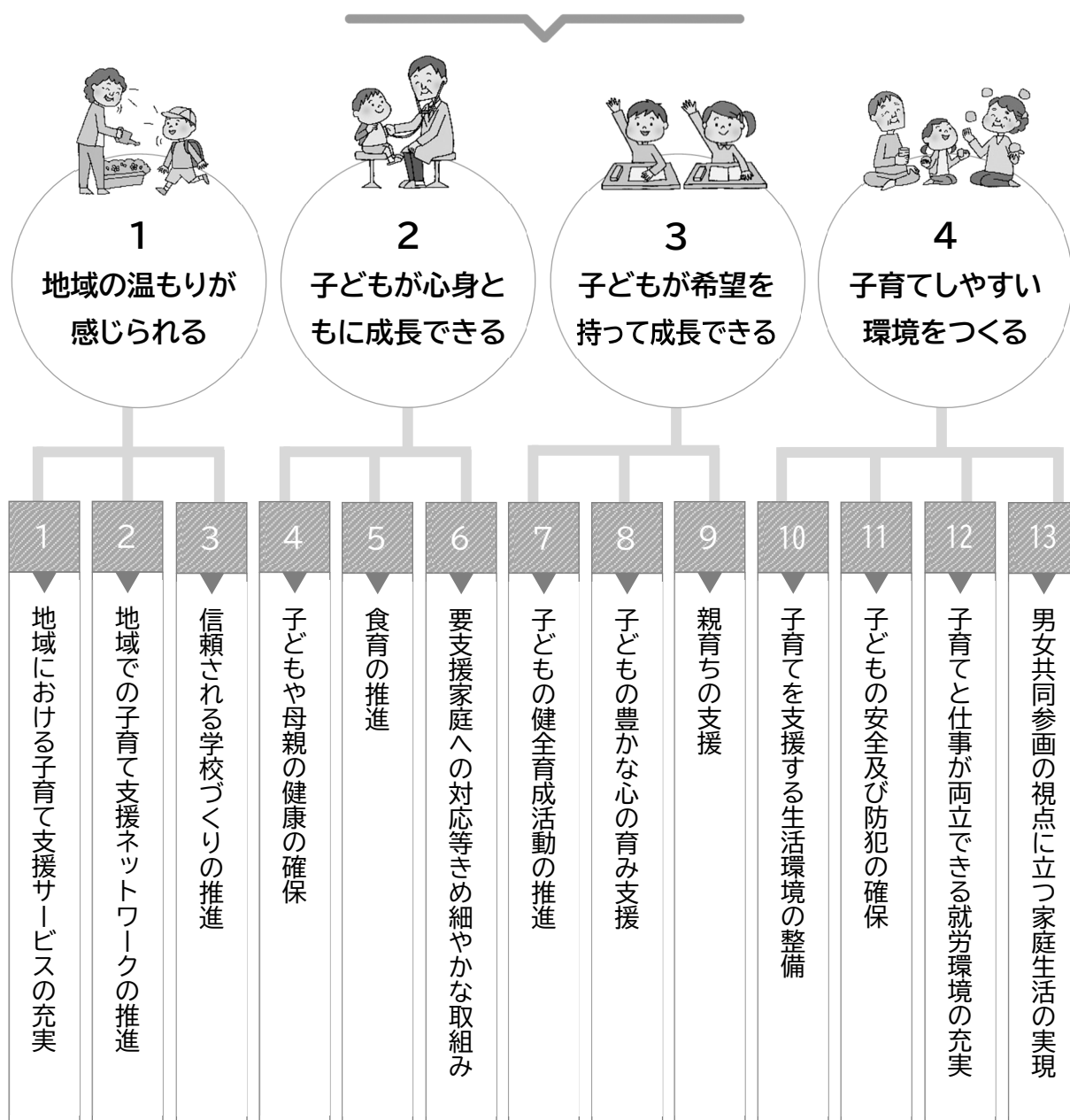
【施策13】男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現



3 施策体系

基本理念

地域の温もりで子が育つまち串本



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域の温もりが感じられる

施策

1 地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て意識の向上を図るとともに、保護者にとって利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。また、有益な情報の提供や助言ができるよう、相談機能の強化に努めます。

事業名	事業内容	担当課
相談機能の充実	○出産や育児不安、子どもの成長、発達、行動、しつけ等、養育上の様々な問題、心配ごとについての相談に対して、きめ細やかな対応ができるよう、相談体制を充実させていきます。 ○主に、子育て世代包括支援センターを中心に、相談しやすい関係を構築し、保護者の状況に応じた支援を実施します。	子育て世代包括支援センター
子育て情報の充実	○子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌を活用し、子育ての負担、不安の軽減を図ります。 ○インターネット等への情報掲載等、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供し、保護者が必要な時に必要な情報を入手できるように努めます。	子育て世代包括支援センター
地域における子育て支援意識の向上	○みんなで取り組む子育て支援社会の形成に向け、子育て家庭のみならず、単身者や子どものない家庭も含め、全町民がそれぞれの立場で子育て支援を考え、地域ぐるみで支えあう意識や気運づくりに向けた啓発活動を実施します。	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	担当課
主任児童委員、 民生委員・児童委 員活動の充実	○健やかに子どもを産み育てる環境づくりを、社会全体の課題として捉えて支援するために、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。 ○さらなる連携を強化するため、主任児童委員、民生委員・児童委員の役割についての理解促進のため、広報紙を活用した啓発活動を実施します。	子育て世代包括支援センター

施策

② 地域での子育て支援ネットワークの推進

地域子育て支援拠点事業の充実を図るなど、気軽に集える場を提供し、子育てに関する情報共有や不安の軽減・解消につなげます。また、地域の人材を積極的に活用し、子育てボランティアの育成に努めます。

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	○身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、交流の場の提供、子育ての相談と援助の実施、情報の提供等を実施します。	子育て支援センター
子育てサークル活動への支援	○子育てへの悩みを共有し、気軽に相談のできる場として、子育てサークルの育成を促進するため、サークル活動についての啓発活動に努めます。	子育て支援センター
子育てボランティアの育成	○地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、活動しやすい環境の整備に努めます。 ○関係団体等と連携し、イベントの場などを活用した情報発信や環境づくりを推進します。	子育て支援センター

3 信頼される学校づくりの推進

子どもたちが自らの将来を切り開くための「生きる力」を育むことができるよう、子ども一人ひとりに寄り添った学校教育を推進します。また、コミュニティ・スクールの機能を活用し、地域の活力による本町の特色を生かした学校運営を行います。

事業名	事業内容	担当課
地域とともにある学校づくりの推進	○学校、家庭、地域がともに連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるため、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を推進します。	教育課
学校施設の開放	○各小・中学校の体育施設を開放し、子どもが心身ともに健康に過ごせる環境を維持し、地域のスポーツ振興、住民の交流の場となるよう、利用促進を図ります。また、参加者の固定化を抑制するため、多様な活用方法を検討します。	教育課
安心・安全な学校づくりの推進	○学校で発生する可能性のある犯罪等の不測の事態に対応するため、こども園、小・中学校で作成されている安全管理マニュアルに基づき、安全管理に関する取組みを実施します。 ○特に防災に関わる内容については、避難訓練の実施方法、避難場所の点検、避難所運営等、近い将来発生が予想されている「東海・東南海・南海地震」に備えたものとなるよう検討します。 ○安心して学校に通うことができるよう、啓発ボードを自転車カゴ等に取り付け巡回し、子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれることがないよう防犯対策を推進します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
こ・小・中連携の推進	○教育内容や指導法等について研修、協議を重ね、こ・小・中連携について共通理解を図ります。 ○情報交流や研修の機会を拡大し、こども園、小・中学校と連携しながら、教育内容の接続・充実を図ります。 ○次代を担う子どもたちの育成のため、知・徳・体のバランスの取れた力である「生きる力」を育み、子育てと教育の一体的支援を推進します。	教育課
特別支援教育と支援体制の充実	○特別な支援が必要な子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、こども園と子育て世代包括支援センターの連携により就学相談支援体制の充実を図ります。 ○子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援していきます。また、系統的な指導を行う上ではこども園、小・中学校の連携は不可欠であり、情報交換の場やともに学ぶ場を増やします。	教育課
学校給食について	○全小・中学校を対象とした学校給食の充実に努めます。 ○令和6年度から学校給食費の無償化を実施しています。	教育課

基本目標 2 子どもが心身ともに成長できる

施策

4 子どもや母親の健康の確保

妊娠期から乳幼児期にかけて、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種健診事業を通して、子どもや母親の健康を見守り、妊娠期からの切れ目のない支援を提供します。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査・ 歯科健診の推進	○疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児一般健康診査や歯科健診等、各成長段階・特性に合わせた有効な健康診査を乳幼児対象に行います。 ○健康診査時には、成長・発達・栄養・子育て等に関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況を把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。 ○健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。 ○未受診者については、家庭訪問や園訪問を通して子どもとの面接の実施に努めます。	子育て世代包括支援センター
産前・産後のサポート教室・講習等の保健情報の普及	○保護者が出産、育児に必要な情報を得るために、各種教室や講座・講演会を通じた知識の普及を図ります。 ○訪問指導や健康相談等の実施により、ニーズに応じたきめ細やかな情報提供と有効な実践活動の普及・啓発を図ります。	子育て世代包括支援センター
疾病等の予防・早期発見の促進	○感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り、予防接種率の向上を目指します。 ○感染症予防の観点から、こども園、小学校、中学校への周知を図り、適切な対応がとれるよう努めます。	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	担当課
疾病等の予防・早期発見の促進 (前ページの続き)	○妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査の実施及び健康診査後の事後フォロー等により、疾病及び発育・発達上または養育上の問題の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により、早期対応を促進します。	子育て世代包括支援センター
不慮の事故防止対策の推進	○乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健診等の場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策についてパンフレットなどを活用し、啓発を行います。 ○関係機関とも連携した事故防止及び適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に努めます。	子育て世代包括支援センター
ブックスタートの実施	○乳児のことばと心を育むためには、あたたかな温もりのなかで優しく語りあう時間が大切です。「絵本」を介して、肌の温もりを感じながらことばと心を通わせるブックスタート事業を継続実施します。 ○読み聞かせを行うためのブックスタートおすすめ隊員の確保・育成に努めます。	子育て世代包括支援センター
絵本の読み聞かせ活動の充実	○本に親しみ、感情表現豊かな子どもが育つ環境づくりを目指し、3歳以上の子どもを対象とした絵本の読み聞かせ活動の充実に努めます。 ○読み聞かせ会の周知方法を検討し、関係機関との連携によって、より多くの子どもが絵本とふれあえるよう努めます。	教育課

□こども家庭センター設置に向けた取組み

すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、相談対応を行い、児童福祉機能を担う「こども家庭総合支援拠点」と、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した「こども家庭センター」を、令和9年度までに設置します。

施策

5 食育の推進

栄養士による個別の栄養指導や離乳食についての講座を開催しています。また、給食についての情報提供や子どもの成長段階に応じた適切な食に関する指導等を行います。

事業名	事業内容	担当課
食生活に関する啓発の推進	○乳幼児期は各健診時や離乳食教室で、妊産婦については産前・産後のサポート教室で栄養士による指導を継続実施し、望ましい食生活の定着を図り、健康的な生活習慣の形成を目指します。 ○保育所の給食だよりなどにおいて食に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるように支援します。	子育て世代包括支援センター こども未来課
「食」への関心の醸成	○給食や家庭科、総合的な学習の時間などの教育課程において、食に関する知識と関心を醸成する教育を推進します。 ○学校給食センターと町内の学校とが連携した「食育指導」の充実を図ります。	教育課

6 要支援家庭への対応等きめ細やかな取組み

児童虐待に関する住民への啓発を行い、児童虐待が発生することがないように引き続き防止に努めます。また、障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの尊厳が守られ、障がいのある子どもとその家庭が地域で安心して暮らすことができるよう、年齢や障がいの特性に応じた適切な支援に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの推進	○福祉、教育、保健、医療、警察等で形成される児童虐待防止ネットワークの強化により、児童虐待防止を推進します。 ○虐待の事案に関しては、要保護児童地域対策推進協議会を中心として、関係機関の密なる連携のもと、町単独の対応が求められても速やかな対応ができるように努めます。	こども未来課
児童虐待等に関する啓発	○児童虐待の発生予防や早期発見に向けて、地域全体の意識が向上するように、子育て講演会などを通じた啓発活動を推進します。	こども未来課
障がいを持つ子どもと発達に気がかかる子どもへの支援の推進	○心身に障がいのある子どもの健全な発達を促すため、早期療育体制の充実に努め、十分な保育や教育を受けられるよう、関係機関の連携をより一層に強化します。 ○発達に支援の必要な子どもや家庭に対して、個人面談を通して親子教室や相談事業につなげる体制を整えます。 ○必要に応じて、通園の療育施設へとつなげ、こども園への情報提供を行いながら、関連職種で子どもの全体像を捉え、家庭をフォローできる体制づくりを推進します。 ○保護者が育てにくいと感じている子どもへのフォローや、家庭環境・親子関係にフォローがしている家庭への支援、発達に関して気になる子どもの支援を強化します。	子育て世代包括支援センター
特別支援教育に関する研修の充実	○教職員や保育教諭等が、特別な支援が必要な子どもに対する正しい知識と理解を持つために、研修の充実を図っていきます。	教育課

基本目標 3 子どもが希望を持って成長できる

施策

7 子どもの健全育成活動の推進

子どもが体験・交流活動等を行う機会を提供し、子どもの健全育成に向けた取組みを推進することで、豊かな人間性を育む支援を行います。また、児童館の有効活用を図るなど、子どもの居場所づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
相談体制の充実	○子育て支援センター「りぼん」を中心として、保護者、園・学校からの相談窓口として各関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。 ○「教育相談窓口の場（子ども、保護者、教職員）」「交流の場（“遊びの広場”）」「研修の場（教員のための研修、保護者のための研修）」「つなぐ場（子育て支援に関わる関係機関をつなぐ）」の4つの場を大切に、それぞれの機能の充実と発展に努めます。	こども未来課 教育課
児童館の有効活用	○児童健全育成活動の拠点施設として、子どもや地域のニーズに合った児童館の利用方法を検討します。	こども未来課
子どもの居場所づくり	○児童の放課後の居場所づくりとして開設している「ふれあいルーム」及び「コミュニティ教室」を継続し、学校を活用した居場所づくりを行うとともに、児童の健全育成に努めます。	教育課
子ども会活動の推進	○子ども会関係者の研修会等を実施し、関係者の資質向上に取り組むとともに、児童を対象とした事業内容の充実を図ります。 ○子ども会については、より近隣の子ども会との連携促進を図り、交流を深めます。	教育課
世代間交流の推進	○子どもたちが体験から得る協調性、思いやりの心を育むため、高齢者等の異世代とふれあう機会の提供や地域の行事等に参加できる取組みを推進します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
世代間交流の推進 (前ページの続き)	○具体的には、町内全小・中学校にコーディネーターを配置して、学校、家庭、地域の３者が連携・協力しながら子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティスクール」を推進します。	教育課
郷土の歴史・文化 とふれあう機会の 充実	○まちに誇りを持ち、次の世代に串本の素晴らしさを伝承していくために、世界遺産大辺路街道の保全、漁具等の収集活動等を行い、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。	教育課
美しい自然景観保 存の推進	○南紀熊野ジオパークセンターを活用し、ジオパークについての講義を学校で行うなど、子どもたちのまちへの愛着と自然保存及び地域資源の活用、持続可能な発展への意識を育み、次代の子どもたちへ引き継いでいきます。	教育課
スポーツ・レクリ エーション活動の 推進	○町民大運動会、歩こう会、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール等の各種スポーツ大会等を実施し、住民のニーズに沿った学習機会を提供するとともに地域のスポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。	教育課
児童・生徒による 地域活動の促進	○児童・生徒が地域の方々とともに行う地域学習や地域活動を通して、社会規範や連帯意識を身につけることができる事業の充実を図ります。 ○地域ぐるみで子どもを育てる体制を確立し、地域の教育力向上を高め、児童・生徒と地域の方々がともに学びあえる環境づくりに取り組みます。	教育課

8 子どもの豊かな心の育み支援

子どもが健やかに成長し、生涯健康な生活を送ることができるよう、健康についての正しい知識を身につけ、自身をはじめ周囲の人を大切にすることができる心を養うことを目的に、性教育の実施や未成年の喫煙・飲酒、薬物等の防止に対する啓発を行うとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制を充実させます。

事業名	事業内容	担当課
家庭・地域と学校との連携	○児童・生徒が抱える問題に対して、家庭環境など総合的な視点から対処できるように、学校運営協議会の活性化を図るとともに関係機関や地域関係者との連携を強化します。 ○家庭教育支援として、気軽に相談できる場所、人づくりへの働きかけを意識します。	教育課
子どもの悩み相談体制の充実	○いじめや不登校等に悩みを抱える子どもや保護者に対し、担任の家庭訪問や専門的な立場から児童生徒のケアにあたるスクールカウンセラー、不登校児童生徒支援員等による相談活動・不登校支援等の充実を図ります。 ○外部機関との連携を促進し、教育相談の一層の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等による教育相談に関わる研修を実施して役立つ情報や知識、技術を学べる場を広く提供します。 ○学校に行けない児童・生徒のための教育支援教室として、教育支援ルーム「とらいあんぐる」の充実を図ります。	教育課
人権を重視した教育の推進	○一人ひとりの子どもたちの人権尊重を最重点に置き、善悪の正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度が取れる教育・指導を推進します。 ○各学校において、いじめ防止基本方針及び人権教育全体計画、年間指導計画を適宜見直すとともに、いじめ等の人権侵害は絶対に許さないという学校の姿勢を機会あるごとに打ち出すよう努めます。	教育課

事業名	事業内容	担当課
人権を重視した教育の推進 (前ページの続き)	○インターネット等を通じて子どもたちが不適切な情報に触れたり、犯罪に巻き込まれたりすることがないように、情報化時代における正しい情報の見極めや、情報機器や手段の適切な活用法について、指導します。	教育課
思春期保健・教育対策の充実	○性に関すること、生命の尊さに関すること等についての学習の機会を充実し、正しい知識の普及・啓発を図ることで10代の自殺、デートDV等の思春期の課題の重要性を認識した教育対策を実施します。 ○児童に関わる教職員に対する研修会を行うことで、啓発力を高めます。	教育課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	○未成年者の喫煙・飲酒・薬物による健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。 ○薬物乱用防止教室については、各学校で年間1回の研修会を開催します。	教育課

施策

9 親育ちの支援

中学生による職場体験活動など、就学前の子どもとふれあうことにより家庭の大切さを感じるための学習の機会や情報を提供し、親としての成長を支援します。また、ひとり親家庭の自立支援や若年妊娠、精神疾患を持ちながら子育てをしている人を支援します。

事業名	事業内容	担当課
次代の親の育成	○こども園での中学生による職場体験活動などを通じて就学前の子どもとふれあうことで、家庭の大切さや子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取組みを進めます。	教育課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	○ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるように、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組めます。 ○ひとり親家庭への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるように、より必要な情報を必要な時に得られるよう様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	こども未来課
家庭支援の推進	○若年妊娠や、精神疾患を持ちながら子育てされている保護者、子育てをする環境に乏しい家庭への支援等、家庭の支援が必要なハイリスク妊婦として把握し、電話や訪問による支援を推進します。	子育て世代包括支援センター
各種手当・助成の継続	○現在、実施している児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費助成事業を継続実施します。 ○子ども医療費助成として、18歳に達する年度までの医療費の自己負担分を無料とします。 ○経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の就学に要する費用の援助を行う就学援助の給付を継続して実施します。	こども未来課 住民課 教育課

基本目標 4 子育てしやすい環境をつくる

施策

10 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して外出することができるよう、公共施設におけるバリアフリー化の推進をはじめ、公園等の遊び場の整備、歩道の整備など、生活環境の整備を推進します。

事業名	事業内容	担当課
遊び場の確保・整備	○社会状況や住民のニーズに合わせて、既存公園施設の機能の充実を図り、状況に応じて廃止の検討を視野に入れるなど、子どもたちが安心して遊べる公園整備に努めます。	こども未来課
遊び場の情報提供	○子育てガイドブックなどを通して、公園等利用可能な施設の位置や内容等、遊び場の情報をその他の育児情報とともに提供します。 ○関係団体等と話しあい、情報周知の方法を検討します。	子育て世代包括支援センター
安全な道路交通環境の整備	○子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるように、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を目指します。 ○幅員の狭い道路の拡幅や歩道の整備については地域住民との合意形成を図りながら、なるべく身近な生活道路の整備から優先的に実施を検討します。 ○引き続き、国道 42 号についても整備を要望していきます。	建設課
公共施設におけるバリアフリー化の推進	○公共施設等の建設にあたっては、県の条例に沿うよう事前に協議した上でバリアフリーを進めていきます。 ○既存施設については、住民の要望を把握しつつ計画的にバリアフリー化を図ります。特に公共施設のトイレについては、子育て世帯に優しいトイレ整備を推進します。	建設課

事業名	事業内容	担当課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○有害情報発生 of 未然防止及び発生時の適切な対応についての教育を、子どもだけでなく保護者を巻き込んで実施するため、保護者への啓発を充実します。 ○警察署による出前授業（キッズサポート）に加え、官民が連携して行っている啓発講座（スマホ・ケータイ安全教室）等が学校現場や地域において、親子参加のもとで効果的に活用されるよう推進に努めます。	教育課

施策

11 子どもの安全及び防犯の確保

児童・生徒の登下校中を狙った犯罪の増加や子どもが巻き込まれる交通事故等の被害から子どもを守るため、行政と地域、学校、警察署等との連携を強化し、交通安全や防犯に関する各種取り組みの充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	○学校教育において、計画的な教育課程で実施するとともに、組織的な指導の充実に向けて検討を進めます。 ○交通安全教室、自転車の乗り方や自転車のヘルメット着用の推進等、関係機関が連携して交通マナーの徹底を図ります。 ○チャイルドシートについては、購入費助成制度の周知により、着用の徹底を図ります。	教育課 総務課
防犯体制の充実	○地域の見守り活動等を支援するとともに、警察や串本青少年センター等関係機関と連携し、防犯啓発・防犯教室等を実施します。 ○今後も段階的に防犯カメラ等の設置をさらに検討し、さらなる防犯体制の充実に努めます。	総務課

事業名	事業内容	担当課
犯罪を防止するまちづくり	○夜間の安全性を高める防犯灯の設置や、公園等における死角の解消などにより、犯罪を防止する環境づくりを推進します。 ○地区の管理している防犯灯に対しては、町が設置・修繕費及び電気料金補助のあり方を検討します。	総務課
被害にあった子どもの保護の推進	○犯罪等の被害にあった子どもに対して、カウンセリング等の場や機会を増やしていきます。 ○子どもの成長過程において大きな影響を与える出来事は、犯罪等の被害にあうことだけでなく、身近な存在の死（保護者、祖父母、ペット等）や保護者の離婚等、日常生活のなかにも存在していることから、危機的な状況に対応できる体制づくりを検討していきます。 ○児童相談所や専門家等との連携を強化し、カウンセリングの充実に努めます。	こども未来課

施策

12 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

子育てと仕事が両立できるよう、就労のあり方や育児休業をはじめとする各支援制度の周知と普及を図り、社会全体で子育てを応援します。

事業名	事業内容	担当課
労働時間短縮等の促進	○労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行います。 ○労働時間短縮等の促進については、町が率先して取り組み、町の取組みをモデルケースとして、町内事業者に対し、労働時間短縮の促進の普及・啓発に努めます。	総務課
結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	○町民の結婚・妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、国及び関係機関の情報提供を強化します。	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	担当課
育児休業制度の定着促進	○育児休業制度の定着促進について、関係機関と連携しながら、育児休業等の制度に関するリーフレットの活用など様々な機会と媒体を通じて制度の定着活用を進めます。	総務課

施策

13 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

男女共同参画社会の実現に向けた情報発信や教育を推進することで、男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現を目指します。

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	○ワーク・ライフ・バランスを推進するため、庁舎内外に啓発物の掲示をすることに合わせて、広報紙を活用した情報発信を行います。	企画課
男女共同参画意識の向上	○男女共同参画社会の実現に向け、今後も情報提供を行うとともに、講座の開催など男女共同参画の理解をより深めるための取組みを行います。 ○町広報紙等を用いて、家庭における男女共同参画を推進するための啓発活動に努めます。	企画課
男女共同参画に関する教育の充実	○教科指導や特別活動等の学校教育活動において、男女共同参画の視点を取り入れたカリキュラムづくりを推進します。 ○教職員の性別役割分担意識をなくす啓発活動を進めます。	教育課
父親の子育て参加の促進	○父親を対象とした事業の検討など、行政や子育て支援センターと一体となって男性の育児参加の意識を高めます。 ○スムーズな参加が図られるように、啓発内容を工夫する配慮をしていきます。	子育て世代包括支援センター
ジェンダー平等への理解促進	○ジェンダー平等についての理解を深めるための啓発、関係機関への研修を充実します。	教育課

第5章 事業量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。



2 提供体制の確保と充実

(1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

本町では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

(2) 教育・保育の質の向上へ向けた取組み

教育・保育の質の向上を図るため、職員配置基準の見直しを行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修などを推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

(3) 子どもの環境を取り巻く国際化への対応

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、生活に必要な日本語の習得に困難な幼児への支援など、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図ります。

3 量の見込みと確保方策

(1) 認定区分と提供施設

認定区分と提供施設は下記の通りです。

	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定が可能な施設	幼稚園※・認定こども園	保育所※・認定こども園※ 地域型保育事業	

※令和6年度現在、本町には認定こども園のみの設置となっています。

1号…3～5歳で、教育のみを必要とする子ども

(保護者が働いていないなど、“保育が必要でない”子ども)

2号…3～5歳で、保育を必要とする子ども

(保護者が働いているなど、“保育が必要な”子ども)

3号…0～2歳で、保育を必要とする子ども

(保護者が働いているなど、“保育が必要な”子ども)

(2) 教育・保育の量の見込み

① 1号認定（幼稚園・認定こども園）

事業概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、認定こども園等で教育を希望する場合に利用します。
------	--

■ 1号認定（3～5歳）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	16	12	9	7	6
②確保方策	35	35	35	35	35
②-①	19	23	26	28	29

② 2号認定（保育所・認定こども園）

事業概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労または疾病等）」に該当し、認定こども園等での保育を希望する場合に利用します。
------	--

■ 2号認定（3～5歳）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	143	127	116	117	117
②確保方策	163	163	163	163	163
②-①	20	36	47	46	46

③ 3号認定（保育所・認定こども園）

事業概要

満3歳未満の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の労働または疾病等）」に該当し、認定こども園等での保育を希望する場合に利用します。

■ 3号認定（0歳）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	8	7	8	8	8
②確保方策	22	22	22	22	22
②-①	14	15	14	14	14

■ 3号認定（1歳）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	27	31	31	31	32
②確保方策	39	39	39	39	39
②-①	12	8	8	8	7

■ 3号認定（2歳）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	34	32	36	35	34
②確保方策	46	46	46	46	46
②-①	12	14	10	11	12



〈確保の内容〉

本町では、小学校就学前の施設としては、認定こども園が中心となっています。今後も同施設を中心に教育・保育の場を確保・提供することになります。

(3) 乳児のための支援給付

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

保育所、幼稚園等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる事業です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	-	1	1	1	1
②確保方策	-	1	1	1	1
②-①	-	0	0	0	0



〈確保の内容〉

本町では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施については、現在準備段階ではありますが、保護者のニーズを勘案しながら柔軟な体制づくりに努めます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園などで保育を実施する事業です。

■延長保育事業

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	480	480	480	480	480
②確保方策	480	480	480	480	480
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

今後も延長保育を継続実施するとともに、保育内容の充実を図ります。



②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	就業等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。
------	---

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	38	47	42	38	36
2年生	41	32	39	35	30
3年生	35	35	27	34	30
4年生	25	24	23	18	23
5年生	10	10	9	9	7
6年生	10	11	12	11	11
①見込み	159	159	152	145	137
②確保方策	180	180	180	180	180
②-①	21	21	28	35	43



〈確保の内容〉

提供体制は確保できている状況です。引き続き総合的な放課後対策に取り組めます。

③子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。
------	--

■子育て短期支援事業（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	65	65	65	50	50
②確保方策	65	65	65	50	50
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

町外の5施設に委託しており、広域で提供体制を確保します。

④地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助・関連情報の提供等を行います。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	2,758	2,693	2,671	2,693	2,607
②確保方策	2,758	2,693	2,671	2,693	2,607
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

子育て支援センター「りぼん」、「にこにこひろば」の2か所で事業を実施し、提供体制を確保します。

⑤一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

■一時預かり事業（幼稚園型）

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	126	135	113	94	80
②確保方策	126	135	113	94	80
②-①	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（幼稚園型以外）

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	244	234	237	233	235
②確保方策	244	234	237	233	235
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

在園児を対象とした預かり保育事業は、認定こども園において実施しています。未就園児の一時預かり事業は、子育て支援センター「りぼん」と「上野山こども園」で実施しています。



⑥病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、保育士などが一時的に保育を行う事業です。
------	--

■病児・病後児保育事業

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	80	83	85	87	92
②確保方策	80	83	85	87	92
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

病児・病後児については、「ぽけっと」(くしもと町立病院2階)において、実施しています。このことから保護者の子育てと就労の両立支援が可能となるよう提供体制を維持します。



⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員が相互に援助活動を行います。
------	---

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

現在、本町では実施していません。今後、ニーズに応じて実施を検討します。

⑧利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする事業です。

■利用者支援事業

(単位:か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型 (こども家庭センター型)	0	0	0	0	0
①見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0



利用者支援事業については、子育て支援センター「りぼん」にて実施しています。今後も提供体制の確保に努めます。

⑨妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	40	41	39	38	37
②確保方策	40	41	39	38	37
②-①	0	0	0	0	0



全妊婦が健診を受診するよう事業を推進します。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後 4 か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
------	--

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見 込 み	38	42	40	39	38
②確保方策	38	42	40	39	38
②-①	0	0	0	0	0



全戸訪問ができるよう、事業を推進します。

⑪養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
------	---

■養育支援訪問事業

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見 込 み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0



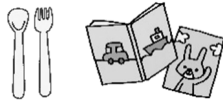
実施状況が少数であり、提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、提供体制の確保に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格をもとに、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては、保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとされています。

本事業はこの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。



〈確保の内容〉

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。



〈確保の内容〉

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■子育て世帯訪問支援事業【新規】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	45	45	45	45	45
②確保方策	45	45	45	45	45
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、提供体制の確保に努めます。

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。



〈確保の内容〉

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

⑩親子関係形成支援事業【新規】

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。



〈確保の内容〉

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

⑪妊婦等包括相談支援事業【新規】

事業概要

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業【新規】

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	120	123	117	114	111
②確保方策	120	123	117	114	111
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、提供体制の確保に努めます。



⑱産後ケア事業【新規】

事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

■産後ケア事業【新規】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0



〈確保の内容〉

希望者に事業を実施しています。提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、提供体制の確保に努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画推進にあたっての各主体の役割と責務

(1) 家庭

子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、社会的な礼儀作法、善悪の判断、他人に対する思いやりを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。

しっかりとした家庭教育の実践と、父親も積極的に家事・育児に参加し、家族が協力しあい親子のふれあいや家族の絆を深めます。

(2) 認定こども園・学校等

認定こども園、学校は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう保育・教育の充実に努めます。

また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割を果たします。

(3) 地域

地域における子育ての推進を図るため、その主導的な役割を担う町内の主な各種団体・機関等の連携を図ることにより、子育て環境の充実した地域社会づくりのための推進体制の強化を図ります。

(4) 企業

子育て中の就労者がしっかりと子育てに向きあえるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等、仕事と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

(5) 行政

本計画を全庁的な取組みとして、総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課との連携を強化するとともに、本計画の実現を目指し、これまでに掲げた子育て支援策を積極的に推進し、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさなどについて広報啓発を行います。

また、計画の進捗状況や評価を公表するとともに、社会情勢の変化に対応し、常に効果的な子育て支援を行うために必要に応じて計画の見直しを行います。

2 国・県との連携

総合的かつ効果的な子ども・子育て支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図るとともに、町においては関係各課が連携し、子育て支援対策を推進するものとします。

3 計画の進捗状況の点検・公表

定期的に計画の進捗状況を把握し、その結果を住民に公表するとともに、住民の視点に立った点検・評価を行い、その結果を毎年度の事業等に反映させるため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づいた計画の推進に努めます。

資料編

1 串本町子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、串本町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長及び教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例の一部改正)
- 2 串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例(平成17年串本町条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年3月14日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 串本町子ども・子育て会議委員名簿

	所属	氏名
1	副町長	平 井 治 司
2	教育長	坂 本 善 光
3	串本町小中学校校長会 会長	林 宜 行
4	串本町主任児童委員 代表	知 野 光 洋
5	くしもとこども園 園長	湯 口 いづみ
6	子育て支援センター『りぼん』センター長	寒 川 梨 奈
7	上野山こども園 園長	上 地 奈 奈
8	子育て世代包括支援センター	松 山 街 子
9	串本学童保育所運営委員会 理事長	和 田 範 雄
10	串本町PTA連絡協議会 会長	松 村 和 哉
11	潮岬こども園育友会 会長	熊 谷 耕一郎
12	くしもとこども園保護者会 会長	太 田 昇



第3期串本町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月日：令和7年3月

発 行：和歌山県串本町

編 集：こども未来課

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

TEL：0735-67-7027

FAX：0735-67-7028